秋田市高齢者保健福祉ガイド

令和6年度版

高齢者のためのくらしあり





もくじ

	ページ	⑤いいあんべぇ体操	12
①要介護(要支援)認定の申請	1	⑥健康と栄養講話会	12
②在宅サービス	1	⑦歯科健康講話会	12
③施設サービス	1	⑧お□の機能向上学級	12
④介護サービス費給付の申請	1	⑨フレイル測定会	12
⑤介護保険料	1	⑩フレイル予防出張講座	12
⑥家族介護用品支給事業	1	⑪フレイル予防相談	12
(7家族介護慰労事業)	1	②健康づくりのための施設	13
() () () () () () () () () ()	,	6 いきがいと社会参加	, 0
2 介護予防・生活支援サービス		(1)高齢者コインバス事業	14
①通所型介護予防事業	2	②いきいき長寿祝い事業	14
②訪問型介護予防事業	2	③敬老会への補助	14
③訪問型・通所型サービス	2	④老人クラブ活動および補助	15
	۷	⑤介護支援ボランティア制度	15
2 京野老海が井 ビコ		のが最又後ボランティを耐反の認知症サポーター養成講座	15
3 高齢者福祉サービス	2		15
①高齢者の雪寄せ・雪下ろし	3	⑦通いの場への支援	
②食の自立支援事業	3	⑧地域サロン	15
③緊急通報システム事業	3	⑨秋田市ボランティアセンター	15
④秋田市シルバー人材センターのサービス		⑩秋田市シルバー人材センター	16
⑥秋田市社会福祉協議会のサービス	4	⑪生涯学習	16
		7 暮らしと住まい	
介護保険以外の施設案内	_	①市営住宅への入居	17
①養護老人ホーム	5	②家庭での防災対策	17
②軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)	5	③住宅用火災警報器の設置・定期点検	18
		④災害時の地域での支援	18
4 保健・医療		⑤安心キット	18
①健康手帳の交付	6	⑥運転免許自主返納高齢者支援制度	19
②各種がん検診等	6	⑦高齢運転者等専用駐車区間制度	19
③後期高齢者歯科健診	6		
④特定健康診查·健康診查	6	8 相談	
⑤後期高齢者医療制度	7	①市民相談センターの無料専門相談	20
⑥はり・きゅう・マッサージの受療費の助成(55歳から	5) 8	②消費者トラブルなどに関すること	20
(7)はり·きゅう·マッサージの受療費の助成(75歳から	5) 8	③年金に関すること	20
⑧高齢者の定期予防接種	8	④健康に関すること	20
⑨自立支援医療受給者証 (精神通院医療)	の 9	⑤認知症に関すること	20
申請		⑥こころの健康に関すること	21
⑩精神障害者保健福祉手帳の交付申請	9	(7)高齢者の相談全般に関すること	21
⑪特定医療費(指定難病)受給者証の申請	9	⑧豪雨災害の被害による生活再建相談	21
迎身体障害者手帳の交付	9	9秋田市権利擁護センター	22
③福祉医療費の給付	10	⑩高齢者サービスに関する冊子	22
(4)訪問歯科診療	10	◎市の関係施設と関係機関の電話番号一覧	23
© 3.51, 3 2 1, 132 <i>11</i> 33		◎介護保険施設・介護サービス事業所等一覧	24
5 健康づくり		◎指定居宅介護支援事業者一覧	34
(1)アタマとカラダの健康教室(認知症予防	数 11	◎高齢者のための総合相談窓□(地域包括支	
室)	JA 11	援センター)	-
②はつらつくらぶ事業	11		
③地域型はつらつくらぶ事業	11	◇秋田市の事業・行事・催しものなどのお知	
④はずむ!スポーツ教室	11	St	
0000.7/N 0 ME		◇覚えがき	

年齢別利用サービス等一覧

	ペーシ
満40歳を迎える年度から 特定健康診査	6
満40歳から 介護保険サービス(特定疾病により認定を受けたかた) 介護予防・生活支援サービス(特定疾病により認定を受けたかた) 健康手帳の交付	1 2 6
満55歳から はり・きゅう・マッサージの受療費の助成(国民健康保険加入のかた)	8
おおむね60歳から 老人いこいの家(八橋・飯島・大森山)、河辺高齢者健康づくりセンター、雄和ふれあいる ラザ等の利用 老人クラブ活動および補助	プ 13 15
満60歳から 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)への入所 秋田市シルバー人材センター(会員登録)	5 16
おおむね65歳から高齢者の雪寄せ・雪下ろし食の自立支援事業緊急通報システム事業養護老人ホームへの入所	3 3 3 5
満65歳から 介護保険サービス 介護予防・生活支援サービス 秋田市シルバー人材センターのサービス 高齢者の定期予防接種 健康づくりのための教室や講話会(認知症予防教室、介護予防教室、健康講話会など) 高齢者コインバス事業 介護支援ボランティア制度 運転免許自主返納高齢者支援制度	1 2 3 8 11 14 15 19
満75歳から 健康診査(後期高齢者医療制度加入のかた) 後期高齢者医療制度(ただし、一定の障がいがあるかたは満65歳から) はり・きゅう・マッサージの受療費の助成(後期高齢者医療制度加入のかた)	6 7 8
満99歳を迎える年度 いきいき長寿祝い事業	14

注意 各サービスについては年齢のほかに要件が設定されている場合がありますので、詳細については 各項目をご覧ください。

本冊子に記載の内容は一部を除き令和6年4月1日現在のものであり、年度途中で変更になる場合があります。

1 介護保険

①要介護(要支援)認定の申請/介護保険課 電話888-5675、FAX888-5673

介護保険のサービスを利用するためには、要介護(要支援)認定の申請が必要です。申請されるかたは、下記の受付窓口に申請書と介護保険証を提出してください。(指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に代行してもらうこともできます。)

■申請受付窓□

介護保険課

西部・北部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンター、

駅東サービスセンター(秋田拠点センターアルヴェ)、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

②在宅サービス/お問合せは居宅介護支援事業所または地域包括支援センターへ

要介護(要支援)認定を受けたかたは、訪問介護(ヘルパー)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)などの在宅サービス(要支援のかたは介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス)を利用できます。サービスを利用する際は、要介護のかたは居宅介護支援事業所へ、要支援のかたは地域包括支援センターや、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所へご相談ください。 →34ページ、37ページ

③施設サービス/お問合せは直接施設へ

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

要介護3~5の認定を受けたかたが利用できます。日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。

■施設数 秋田市内27か所(地域密着型介護老人福祉施設を含む)→24ページ

【介護老人保健施設】

要介護1~5の認定を受けたかたが利用できます。看護、医学的管理下における介護、機能訓練などを行います。

■施設数 秋田市内13か所 →25ページ

※いずれも費用負担は、サービス費用の1割~3割負担です。(食費・居住費は別)

④介護サービス費給付の申請/介護保険課 電話888-5674、FAX888-5673

福祉用具購入費、住宅改修費、高額介護サービス費などの支給申請については、介護保険課の窓口に申請書を提出してください。添付書類は各申請書に記載してありますので、ご確認ください。

⑤介護保険料/介護保険課 電話888-5672、FAX888-5673

年金の年額が18万円以上のかたは、原則として年金からの引き落としになります。 それ以外のかたと転入されたかた・年度の途中で65歳になられたかたなどは、納付書で納付となります。

⑥家族介護用品支給事業/介護保険課 電話888-5675、FAX888-5673

■利用限度 月6,250円相当までの介護用品

※月半数以上在宅で介護するかたが対象となります。

(入院またはショートステイ、小規模多機能型居宅介護[宿泊]等を利用し、在宅介護期間が月半 数未満の「月」は対象外となります。)

⑦家族介護慰労事業/介護保険課 電話888-5675、FAX888-5673

「市民税非課税世帯で、要介護4または5のかた」を在宅で介護している家族に対し、1年間介護サービスの利用がなかった場合(7日間以内のショートステイを除く)、年額10万円を支給します。ただし、介護を受けているかたが介護保険料を滞納している場合は支給されません。

2 介護予防・生活支援サービス

要支援認定者と基本チェックリストに該当するかたを対象に、次のサービスを実施しています。 基本チェックリスト該当の有無や利用の申請について、各地域包括支援センター(37ページ) で受付けしています。

①通所型介護予防事業/お問合せは地域包括支援センターへ(37ページ)

市内の事業所などで、短期集中型の介護予防プログラムを提供します。

■プログラム 運動器の機能向上(有酸素運動、ストレッチ、簡易器具を用いた運動等)

栄養改善(個別の栄養相談や集団的な栄養教育等)

□腔機能の向上(食べかた・飲みかたの訓練、□腔清掃の自立支援等)

■利用回数 1週間に1回または2週間に1回程度(実施場所により異なります。)

■利用料金 1回プログラム1種類230円、複合260円

②訪問型介護予防事業/お問合せは地域包括支援センターへ(37ページ)

【閉じこもりがちなかたを対象とした訪問】

介護予防のため、保健師等が訪問して必要な相談、指導などを実施します。(心身の状況などにより通所型介護予防事業への参加が困難なかたを対象とします。)

■利用回数 対象者の状態により決定

■利用料金 無料

【通所型介護予防事業と組み合わせて実施する場合】

通所型介護予防事業の実施期間中に、保健師等が訪問して、介護予防のための必要な相談、 指導などを実施します。

■利用回数 通所型介護予防事業利用期間のうち1回程度

■利用料金 無料

要支援認定を受けたかた、基本チェックリストにいくつか該当するかた(事業対象者)は、 訪問型サービス(ヘルパー)、通所型サービス(デイサービス)を利用できます。サービス 利用が必要な際は、地域包括支援センターへご相談ください。

【通所型サービス (デイサービス)】

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが受けられます。

【訪問型サービス(ホームヘルプサービス)】

ホームヘルパーが自宅に訪問し、調理や掃除などを一緒に行い、利用者ができることが増えるよう支援します。

※いずれも費用負担は、サービス費用の1割~3割です。

3 高齢者福祉サービス

生活上の援助が必要なかたなどを対象に、次のサービスを実施しています。

①高齢者の雪寄せ・雪下ろし/お問合せは下記の電話へ

要介護(要支援)認定の有無にかかわらず利用できます。

【玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ】 地域包括支援センター →37ページ

65歳以上の高齢者のみの世帯に援助員(秋田市シルバー人材センター会員)を派遣します。

- ■利用回数 1日1回1時間以内で1週間に2回まで
- ■利用料 1回430円

(注意:屋根の雪下ろしや除雪車が通った後の雪の塊、凍った雪の破砕、排雪はサービスの対象になりません。)

【豪雪時の屋根の雪下ろし費用の助成】 長寿福祉課:電話 888-5668

65歳以上の高齢者のみの世帯(市民税非課税で持ち家に限る)に助成します。(上限額あり)※道路豪雪対策本部が設置された場合などに限ります。

【道路除雪後の玄関前の雪寄せ】 道路維持課:電話 888-5751 (冬期はコールセンターに FAX 888-5752 変わります。)

戸建住宅にお住まいで、65歳以上の高齢者のみや身体の不自由なかたのみで自力で雪寄せができない世帯については、市が行う除雪作業により生じた玄関先や車庫前などの雪のかたまりを取り除きます。申込みについては、広報あきたでお知らせします。

②食の自立支援事業/お問合せは地域包括支援センターへ(37ページ)

要介護(要支援)認定の有無にかかわらず利用できます。

高齢による身体の衰えや障がい、病気等のため食事の調理が困難な場合、食事を家庭に配達し、安否確認を行います。

- ■利用回数 1日1回で1週間に3回まで
- ■利用料金 事業者により異なります。

③緊急通報システム事業/お問合せは地域包括支援センターへ(37ページ)

緊急事態が発生した場合ボタンを押すだけで、関係機関や協力員に救助を求めることができる装置を貸出します。また、「お元気コール」により月1回、安否の確認を行っています。

■利用者負担額 本人(利用者)の介護保険料の段階により異なります。

※利用には原則協力員の登録が必要です。

④秋田市シルバー人材センターのサービス/細肺シルバームオセンター **電**話863-5900

シルバー人材センターの会員が暮らしの中のちょっとした困りごとをサポートします。 まずはお電話で『高齢者サービスを利用したい』とご相談ください。

■対象 65歳以上の高齢者のみの世帯

■利用単位 1時間あたり1,111円(月4時間以内)

■業務案内 外出時の付き添い、庭の清掃、宅配の手配または食材の買い物など

⑤秋田市社会福祉協議会のサービス/お問合せは下記の電話へ FAX863-6068

社会福祉協議会は、市民参加の福祉のまちづくりを進めている民間の福祉団体です。生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動の推進、福祉機器・軽移送車の貸出し、権利擁護支援、福祉啓発などをしています。

■所在地 八橋南一丁目8-2 (老人福祉センター内)

■ホームページ https://www.akita-city-shakyo.jp/

【生活福祉資金の貸付】 電話 838-6477

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、総合支援資金、福祉資金、緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などの貸付窓口業務をしています。所得制限があるほか、連帯保証人が必要な場合があります。

【市民小口資金の貸付】 電話 838-6477

市内在住6か月以上の生計を営む成年者で、一時的な出費等によって生活が困難になった 低所得者に対して6万円まで貸付けしています。ただし、連帯保証人が必要です。

【移送車の貸出】 電話 862-7445

在宅で、通院、買物、観光等で移送を必要とする高齢者、障がい児・者を抱える家庭へ軽 移送車を貸出します。車いすのまま乗り降りできます。使用は無料ですが、ガソリン代は負担していただきます。運転手は利用するかたに手配していただきます。

【機器・機材・車両等貸出】 電話 862-7445

在宅で介護を要する人を抱える世帯の介護負担の軽減を図るため、所得税非課税世帯や短期間の利用を希望されるかたに重いすやベッドなどの福祉機器を無料で貸出します。

また、地域住民やボランティア団体等が主体的に地域での支え合い活動に取り組んでいくための体制づくり支援を目的として、機器・機材や車両を貸出します。

機器・機材・車両等の使用はすべて無料ですが、貸出物品の使用に伴う電気や燃料費については負担していただきます。機器の種類や台数には限りがありますので、電話でお問合せください。 ■介護用ベッド、エアマット、車いす、子ども用車いす、歩行器、軽トラック、送迎車、除雪機、発電機等

【その他の貸出】 電話 862-7445

地域の交流、レクリエーション等で使用してみてはいかがでしょうか。台数には限りがありますので、電話でお問合せください。

- グラウンドゴルフ、スロットボール、室内用ペタンク、フロアカーリング
- ・スマイルボーリング、輪投げ、ビンゴ、綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機、プロジェクター、スクリーン、テント
- カラオケセット、福祉教育用車いす、高齢者疑似体験セット、アイマスク、DVD
- ・子ども用遊具、おもちゃ

【「ふれあいさん」派遣事業】 電話 862-7445

急なケガ、病気、産前産後などの時に「ふれあいさん」を派遣し、短期・単発の生活支援をします。内容については、ご相談ください。

【見守り機器助成事業】 電話 862-7445

在宅に暮らす認知症のかた、知的障がい児・者、精神障がい者等が道に迷ったり、自分の家がわからなくなる恐れがあるなど不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報が把握可能な機能を有する装置、本人が自宅から離れたことを知らせる機能を有する装置の利用に伴う購入費用またはレンタル費用の一部を助成します。本人の早期発見とその家族の不安解消および利用世帯の負担軽減を目的としています。詳しくはお問合せください。

【Re再くるネット】 電話 862-7445

不要になった、日用品・福祉機器・ベビー用品等を善意でゆずりたいという、市民・企業・福祉団体・NPO法人等から秋田市社会福祉協議会が物品情報を募り、ホームページやSNSを通じて生活困窮者を支援する団体・機関へ向けて情報を発信しています。

【介護保険以外の施設案内】

介護保険施設(事業所)の一覧は、24ページ以降に掲載しています。

①養護老人ホーム/長寿福祉課 電話888-5668、FAX888-5667

おおむね65歳以上で、家庭環境や経済的理由により、家庭での生活が困難なかたが生活する施設です。(生活保護を受けているかたや、市民税の所得割額を課税されていないかたなどに限られます。)

■施設数 秋田市内3か所 →33ページ

■費用負担 入所者本人・扶養義務者の収入状況により異なります。

②軽費老人ホーム/お問合せは直接施設へ

家庭環境等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上のかたに、低額な料金で、食事の提供、その他日常生活で必要なサービス等を提供する施設です。(配偶者等と入居する場合どちらかが60歳以上)

【A型】(所得制限あり)

■施設数 秋田市内 1 か所 →33ページ ■費用負担 生活費55, 290円 (冬期64, 510円)

サービス提供費(入所者の収入状況などにより異なります。)

光熱水費等 (実費)

【ケアハウス】(所得制限なし)

■施設数 秋田市内 9 か所 →33ページ ■費用負担 生活費46,940円 (冬期56,160円)

サービス提供費(入所者の収入状況などにより異なります。)

光熱水費等 (実費)

居住費、保証金(施設により異なります。)



4 保健・医療

①健康手帳の交付/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

健康に関する基礎的な知識や自分の健康・医療・介護の記録などを記入できる健康手帳をさしあげます。

交付対象者	交付の窓口・方法
40歳以上の 交付希望者	保健予防課、介護保険課、国保年金課、特定健診課、後期高齢医療課 西部・北部・河辺・雄和・南部・東部の各市民サービスセンター 駅東サービスセンター(秋田拠点センターアルヴェ) ※地域での保健師による健康教育・相談等でもさしあげます。

②各種がん検診等/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

がんなどの疾病を早期に発見するため、検診を受けましょう。

秋田市では、各種のがん検診等を行います。実施日程や実施医療機関等の詳しいことは、 「秋田市健診ガイド」等でお知らせしています。

③後期高齢者歯科健診/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

歯や歯ぐきの状態、お口の中の衛生状態や、そしゃくを含む口腔機能チェックを行います。 また、お口の機能向上につながる体操や、マッサージの指導を行います。実施期間や実施 医療機関等の詳しいことは、「秋田市健診ガイド」等でお知らせしています。

■対象となるかた 今年度中に76歳になるかた

4 特定健康診查・健康診查/特定健診課 電話888-5636、FAX888-5637

高血圧症や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の発症・重症化を未然に防ぐために、40歳から75歳未満のかたを対象に、メタボリックシンドローム(※)に着目した特定健康診査を実施します。

特定健康診査の結果に応じて、保健指導で食生活や運動などのアドバイスが受けられます。 後期高齢者医療制度に加入のかたは、特定健康診査と同様の健康診査を受診することがで きます。

加入中の医療保険	必 要 な も の	料	金
秋田市国民健康保険 後期高齢者医療制度	受診券(5月下旬に送付)、健康保険証 年度途中加入者は、特定健診課へご連絡ください。	無	料
その他の医療保険	直接、加入している医療保険にお問合せください。		

※「メタボリックシンドローム」とは、内臓脂肪の蓄積によって、動脈硬化の危険因子である「高血糖、高血圧、脂質異常」をあわせ持っている状態をいいます。内臓脂肪を減らすことで生活習慣病を予防します。

(5)後期高齢者医療制度/後期高齢医療課 電話888-5638、FAX888-5639

●対象者

- ①75歳以上のかた
- ②65歳以上で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けたかた
- ◎75歳になったかたは、これまで加入していた医療保険(国民健康保険など)を脱退し、 後期高齢者医療制度に加入します。該当するかたに「後期高齢者医療被保険者証」を交付しますので、申請の手続きは必要ありません。

●お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口では、かかった医療費の一部(1割、2割または3割)を支払います。自己負担割合は、「後期高齢者医療被保険者証」に記載されています。窓口に「後期高齢者医療被保険者証」を必ず提示してください。1か月の自己負担額が定められた限度額を超える場合は、超えた分の額を支払う必要はありません。ただし、複数の医療機関を受診したことで限度額を超える場合は、いったん窓口でお支払いいただき、後日「高額療養費」として支給されます。

入院したときの食事代

同じ世帯の全員が市民税非課税のかたは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を 医療機関の窓口に提示することにより、食事代が減額となる場合があります。

●申請により受けられる給付

◎高額療養費

1日から月末までの同一月に(複数の)医療機関等(病院・診療所・歯科、調剤薬局等)で支払った医療費の自己負担額の合計が、定められた限度額を超えた場合は、限度額を超えて支払った額が「高額療養費」として支給されます。ただし、保険適用にならない治療、入院時の食事代やパジャマ代などは含みません。

支給の対象となるかたには、診療を受けた月の約3か月後に申請案内をお送りしますので、申請書に必要事項を記入のうえ、申請してください。支給は申請してから約2か月後になります。なお、2回目以降は登録されている口座に自動的に支給しますので、振込希望の口座に変更のない限り、手続きの必要はありません。

◎コルセットなど補装具を全額負担したとき

お医者さんの指示で治療用のコルセットなど補装具を購入したときは、申請により、購入費の一部の払い戻しを受けることができます。申請には診断書、領収書を添付してください。

◎被保険者が死亡したとき

葬儀を行ったかたに、申請により5万円を支給します。

◎申請受付窓□

後期高齢医療課、西部・北部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンター 駅東サービスセンター(秋田拠点センターアルヴェ)、岩見三内連絡所、大正寺連絡所

●後期高齢者医療保険料

保険料は、所得に応じて負担していただく「所得割額」と、加入者全員から等しく負担していただく「均等割額」の合計です(100円未満は切り捨て)。所得の少ないかたは、所得に応じて均等割額が7割、5割、2割軽減される制度が設けられています。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者だったかたは、所得割額の負担はなく、均等割額は制度加入後2年間5割軽減されます(所得が少ないかたは、さらに軽減されます)。

年間保険料額

(限度額80万円[※1]) ※100円未満切り捨て

均等割額

被保険者一人当たり 45,260円

所得割額

(総所得金額-最大43 万円)×9.02%[※2]

+

※1 昭和24年3月31日以前に生まれた方:限度額73万円

※2 基礎控除後の総所得金額等が58万円以内の方:所得割率8.35%

(6)はり・きゅう・マッサージの受療費の助成(55歳から)/国保年金課 電話888-5630、FAX888-5631

国民健康保険に加入している55歳以上のかたが、 市が指定した施術所ではり・きゅう・マッサージを受ける場合、1回の受療につき800円の助成が受けられる受療券(年度内40枚)を交付しています。※はり・きゅう等の療養費支給期間は利用できません。

(7)はり・きゅう・マッサージの受療費の助成(75歳から)/長寿福祉課 電話888−5666、FAX888−5667

後期高齢者医療制度に加入しているかたが、市が指定した施術所ではり・きゅう・マッサージを受ける場合、1回の受療につき800円の助成が受けられる受療券(年度内15枚)を交付しています。※はり・きゅう等の療養費支給期間は利用できません。

8高齢者の定期予防接種/健康管理課 電話883-1179、FAX883-1158

対象となるかたが次の定期予防接種を受けるとき、接種費用の一部を市が助成します。

●インフルエンザ

インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を毎年度1回受けることができます。

- ■実施時期
 - 令和6年10月1日から令和7年2月末日まで
- 対象
 - ①接種日に満65歳以上のかた
 - ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器機能や免疫機能に障がいがあり身体障害者手帳1級をお持ちのかた
 - ※身体障害者手帳の写し(氏名、等級、障がい名が分かる部分)を接種の際に医療機関へお持ちください。
- ■接種料金(自己負担額)※接種料金は医療機関により異なります。
 - ・課税世帯のかた
- …医療機関が定める接種料金から市助成額を 差し引いた額
- ・非課税世帯のかた
- …医療機関が定める接種料金から市助成額を 差し引いた額
- ・生活保護受給世帯のかた …無料

●高齢者の肺炎球菌感染症

初めて高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)の接種を受けられるかたが対象です。対象年齢となるかたには、「はがき」で個別にお知らせしています。

- ■実施時期
 - 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 象校
 - ①接種日に満65歳のかた
 - ②接種日に60歳以上65歳未満で、心臓・じん臓・呼吸器機能や免疫機能に障がいがあり身体障害者手帳1級をお持ちのかた
 - ※身体障害者手帳の写し(氏名、等級、障がい名が分かる部分)を接種の際に医療機関へお持ちください。
- ■接種料金(自己負担額)※接種料金は医療機関により異なります。
 - ・課税世帯のかた
- …医療機関が定める接種料金から市助成額を 差し引いた額
- ・非課税世帯のかた
- …医療機関が定める接種料金から市助成額を 差し引いた額
- ・生活保護受給世帯のかた …無料
- 1 接種料金については、希望する医療機関にお問合せください。
- 2 医療機関に、健康保険証(※生活保護を受給しているかたは「医療のしおり」、非課税世帯のかたは、市が発行する最新年度の『市県民税(所得・課税)証明書』)をご持参ください。

高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を受けるかたは、市から送られたはがきを医療機関へお持ちください。

(9)自立支援医療受給者証(精神通院医療)の申請/健康管理課 電話883-1180、FAX883-1158

精神疾患の治療を受けられているかたの通院医療費について、自己負担を医療費全体の1割となるように各医療保険制度を適用した残りの医療費を公費で負担する制度です。(世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されることもあります。)

●申請に必要なもの

- ①申請書 ②診断書(精神通院医療用)③健康保険証 ④所得確認書類等 ⑤同意書 ⑥個人番号(マイナンバー)およびご本人の確認ができるもの
- ※②については精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合、精神障害者保健福祉手帳 用
- ※③~⑥については世帯の状況により必要書類が変わりますので詳しくは健康管理課へご 連絡ください。

①精神障害者保健福祉手帳の交付申請/健康管理課 電話883-1180、FAX883-1158

精神障がいのために、日常生活や社会生活の制約があるかたは、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができます。

●申請に必要なもの

- ①申請書 ②写真(縦4cm×横3cm)1枚
- ③診断書(精神障害者保健福祉手帳用)または障害年金証書等の写し
- ④同意書(診断書添付の場合は不要)
- ⑤個人番号(マイナンバー)およびご本人の確認ができるもの
- ※③についてはマイナンバーにより年金関係情報を把握する場合は添付不要

(1)特定医療費(指定難病)受給者証の申請/健康管理課 電話827-5250、FAX883-1158

指定難病(厚生労働省が指定する疾病)のかたは、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を申請することができます。

「特定医療費(指定難病)受給者証」を提示することで、医療費の助成が受けられます。

●新規申請に必要なもの

- ①申請書 ②臨床調査個人票(指定様式) ③住民票(世帯全部)④健康保険証の写し
- ⑤市町村民税の課税状況の確認書類 ⑥同意書 ⑦支給認定基準世帯員記載用紙
- ※④、⑤、⑥については保険証により提出していただく範囲が異なりますので、詳しくは 健康管理課にお問合せください。
- ●下記に該当または所持しているかたは提出が必要なもの
 - ①世帯内に他に特定医療費または小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合はその受給者証および健康保険証の写し
 - ②障害年金や遺族年金等を受給している場合、公的機関発行の通知などの写し

⑩身体障害者手帳の交付/障がい福祉課 電話888-5663、FAX888-5664

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障がいのあるかたは、身体障害者手帳の交付の申請をすることができます。

身体障害者手帳の交付を受けることで様々なサービスを利用できます。

③福祉医療費の給付/障がい福祉課 電話888-5663、FAX888-5664

次に該当するかたは、申請により「福祉医療費受給者証」が交付されます。これを健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

- ●身体障害者手帳の1~3級または療育手帳Aをお持ちのかた(社会保険の本人のみ所得制限があります。)
- ●65歳以上で身体障害者手帳の4~6級をお持ちのかた(社会保険の本人は該当しません。 また、所得制限があります。)
- ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、自立支援医療(精神通院)の支給を認定されているかたも令和6年8月から対象となります。
 - ■申請窓口 障がい福祉課

西部・北部・河辺・雄和・南部 (御野場のみ) の各市民サービスセンター 駅東サービスセンター (秋田拠点センターアルヴェ)

- ■申請に必要なもの ①健康保険証 ②身体障害者手帳または療育手帳 ③所得確認書類等(※)
 - ※③については保険証や手帳の等級により変わりますので、詳しくは障がい福祉課へご 連絡ください。

(4) 訪問歯科診療/秋田市歯科医師会 電話823-4564、FAX888-0123

秋田市歯科医師会では、歯科治療を必要としているものの「介護を受けている」「体が不自由である」など、ご本人が歯科医院へ通院することが困難なかたのために、歯科医師や歯科衛生士などが、ご自宅・老人ホームなどの施設・入院中の病院などに伺い、歯科治療を行う訪問歯科診療(在宅歯科・歯科往診ともいわれます)を行っています。

お問合せ、お申込みは、秋田市歯科医師会へ。

5 健康づくり

教室や講話会の日程・内容については、「広報あきた」やホームページなどでお知らせします。

(1)アタマとカラダの健康教室(認知症予防教室)/長寿福祉課 電話888-5668、FAX888-5667

コミュニティセンター、公民館などにおいて、運動を中心とした、認知症予防教室を開催 します。

- ■おおむね月2回開催
- ■対象 65歳以上のかた
- ■参加費 無料(教室の実施に伴う原材料費等の実費は自己負担)

②はつらつくらぶ事業/長寿福祉課 電話888-5668、FAX888-5667

水中運動や筋力向上トレーニングなどの転倒予防のための教室を開催します。

- ■おおむね月2回の3か月コース
- ■対 象 65歳以上のかた
- ■会 場 クアドーム ザ・ブーン、ユフォーレ
- ■参加費 1回につき520円(参加費のほか、食事代等の実費は自己負担)

③地域型はつらつくらぶ事業/長寿福祉課 電話888-5668、FAX888-5667

コミュニティセンター、公民館などにおいてストレッチや講話などの介護予防教室を開催 します。

- ■おおむね月1回開催
- ■対象 65歳以上のかた
- ■参加費 無料(教室の実施に伴う原材料費、食事代等の実費は自己負担)

④はずむ!スポーツ教室/スポーツ振興課 電話888-5611、FAX888-5612

【健康運動教室】

運動機能の低下を防ぐとともに、健康づくりや社会参加を促すため、誰でも手軽にできる 運動教室を開催します。

- ■期 日 6月~12月(20回)
- ■対象 市民(定員45名/1回)
- ■場 所 CNAアリーナ★あきた(市立体育館)、茨島体育館
- ■内 容 簡単な筋トレやストレッチなど
- ■参加費 無料

【生き生き健康スポーツ教室】

健康増進、運動習慣の定着化および社会参加を図るため、健康づくりに関するスポーツ教室を開催します。

- ■期 日 6月~3月(30回)
- ■対 象 市民(定員45名/1回)
- ■場 所 CNAアリーナ★あきた(市立体育館)、茨島体育館
- ■内 容 エアロビクス、ヨガ、ストレッチなど
- ■参加費 無料

【冬期間スポーツ教室】

身体を動かす機会が減る冬期間に、健康増進や外出の機会を提供するため、気軽に参加できるスポーツ教室を開催します。

- ■期 日 1月~3月(10回)
- ■対象市民(定員30名/1回)
- ■場 所 CNAアリーナ★あきた(市立体育館)、茨島体育館
- ■内 容 簡単な有酸素運動や筋トレなど軽スポーツ教室の実施
- ■参加費 無料

(5)いいあんべぇ体操/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

「いいあんべぇ体操」は、生涯にわたって骨や関節の健康を保ち続けることができる、誰でも簡単にできる体操です。ご家庭や地域で仲間と一緒に体操に取り組むことができるよう、体操のパンフレットとDVDを配布(一部貸出し)しています。

【体操パンフレット】

■対象 おおむね40歳以上の市民

■配布場所 保健予防課、特定健診課、長寿福祉課

各市民サービスセンター(中央・北部・西部・南部・東部・河辺・雄和)

各連絡所(岩見三内・大正寺)

駅東サービスセンター(秋田拠点センターアルヴェ)

各地域包括支援センター

【体操DVD】

■対象 市内で活動する団体等(おおむね65歳以上)、市が指定する介護保険施設

※個人で使用する場合は、DVDを貸出します(4週間以内)。

■配布場所 保健予防課

⑥健康と栄養講話会/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

いくつになっても元気で過ごしていくための健康と食生活の講話や調理実習等を行います。65歳以上のかたが対象です。

⑦嫩科健康講話会/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

お口の健康について、歯科医師の講話と公開相談、お口の体操などを行います。 「美味しく食べて健康に暮らしたい」、「いつまでも若々しく、元気でいたい」と思っている65歳以上のかたは、お気軽にご参加ください。

⑧お口の機能向上学級/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

お口と全身の関係や正しい口腔ケアについて楽しく学ぶ学級です。 65歳以上のかたが対象です。

9フレイル測定会/保健予防課 電話883-1176~1178、FAX883-1173

質問票への回答や筋肉量、滑舌の測定などを行い、気軽にご自身の健康状態を確認できます。測定終了後には、フレイル予防のアドバイスを行います。

測定会は市民サポーターがフォローしますので、お気軽にご参加ください。

⑩フレイル予防出張講座/特定健診課 電話888-5636、FAX888-5637

地域サロンなどの集まりで、お口のケアや食事に関する講話と簡単な体操など楽しく学べる講座です。

⑪フレイル予防相談/特定健診課 電話888-5636、FAX888-5637

一人一人に適したフレイル予防方法をアドバイスします。

■対応者 保健師 (看護師)、管理栄養士、歯科衛生士 ■相談日 毎週水曜日 **■**要予約



⑫健康づくりのための施設

N ₁ -	thr ≣n. <7	所在地	≠11 CD ()± 88	/+ 窓口	
No.	施設名	電話番号	利用時間	休館日	
1	り換去しいこいの字	八橋本町一丁目4-3			
1	八橋老人いこいの家	862-6025	(28 108)	后油口器口 / 答	
2	能自老人ハニハの字	飯島字堀川84-191	(3月~10月) 9時~17時	毎週月曜日(第 3週は日曜日) 祝日の翌日	
	飯島老人いこいの家	845–3692	(11月~2月) 10時~16時	年末年始	
3	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋333-1	1014,01014		
5	人林田名人と子ともの家	828-1651			
4	河辺高齢者健康づくりセンター	河辺三内字丸舞1-1	10時~21時	2月および7月の第1火曜日から同	
4	川辺向即台姓成 ノヘリセンター	884-2111	1014,051114	第1火曜日から同じ週の木曜日まで	
5	雄和ふれあいプラザ	雄和妙法字上大部77-1	9 時~17時	土曜日、日曜日	
5		886-5071	 9 i4 ~ 11 i4	祝日 年末年始	
6	ふれあいセンター	八橋南一丁目8-2	9時~21時	日曜日	
0	(老人福祉センター)	862-7445	個人の利用は 17時まで	祝日 (敬老の日除く) 年末年始	
7	御所野ふれあいセンター (御所野交流センター)	御所野下堤五丁目1-6	9 時~21時 プレイルームの利	(年生年) //	
		826-0671	用は18時45分まで	十十年	
8	※ 河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66-1	9 時~21時	祝日年末年始	
0	の足能は世代が、ピング	881-1201	७ ।ज. ४८ ।।ज	4.4.4.2	
9	将軍野高齢者学習センター 「松林館」	将軍野南一丁目10-81	9 時~22時	年末年始	
9	1247年6]	846-7056	७ ।तु १० ८८।ति	十 本十知	
10	※ サンライフ秋田(秋田市中高	八橋南一丁目8-7	9 時~12時30分 13時~16時30分		
10	年齢労働者福祉センター)	863-1391	17時30分~21時		
11	地域運動広場(茨島・西部・ 北部・手形中台・横森・飯島	スポーツ振興課			
	・八田・外旭川・湯野目)	888-5611			
12	※ 勝平屋内ゲートボール場	新屋豊町1-31	9 時~19時	年末年始	
12		866-1055	ত ।বি । ব।ব	ナハナル	
13	※ 屋内多目的運動場	土崎港相染町字沼端77	9 時~21時	年末年始	
13	(光沼アリーナ)	847-4602	১ এব, ১ ব । এব	+/\+\\D	

※印の施設は有料です。使用料などについては施設にお問合せください。

いきがいと社会参加 6

①高齢者コインバス事業/長寿福祉課 電話888-5666、FAX888-5667

満65歳以上のかたは、秋田中央交通が交付する高齢者コインバス専用ICカード「シニア アキカ」を使用することで、秋田中央交通の市内の路線バスと秋田市マイタウン・バスを1 乗車一律100円で乗車することができます。

シニアアキカは、下記10市の窓口で「シニアアキカ引換証※」を受け取ってから、2の 秋田中央交通の窓口で交付の手続きをしてください。初回の交付費用はかかりません。 なお、従来のコインバス資格証明書は、令和5年3月末で使用できなくなりました。

※引換証について

新たに対象となるかた(満65歳を迎えるかた、秋田市に転入した満 65歳以上のかた)には、市から引換証を郵送しますので、手続きは不 要です。それ以外のかたは市の窓口で引換証を受け取ってください。

|1||引換証の手続き(市の窓口)

●必要なもの 身分を証明するもの

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

代理人の場合は、代理人の身分証明書も必要です。

市の窓口	電話番号	手続できる時間
長寿福祉課(市役所2階)	888-5666	
西部市民サービスセンター	826-9006	平日
北部市民サービスセンター	893-5983	8 時30分
河辺市民サービスセンター	882-5131	~17時15分
雄和市民サービスセンター	886-5525	
南部市民サービスセンター(別館除く)	838-1215	
駅東サービスセンター(秋田拠点センターアルヴェ)	887-5320	平日9時~17時15分
※岩見三内連絡所」連絡所は取次ぎのみとなり、引	883-2111	平日 8 時30分
※大正寺連絡所 換証の即日受取はできません。	887-2111	~17時15分

|2|シニアアキカの手続き(秋田中央交通の窓口)

●必要なもの 引換証と身分を証明するもの

(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど)

代理人の場合は、代理人の身分証明書も必要です。

秋田中央交通の窓口	電話番号	手続できる時間		
秋田駅東口バス案内所(東口バス乗り場)	833-0176	6 時50分~19時		
長崎屋バス案内所(ドン・キホーテバス乗り場)	823-4796	7 時~18時		
秋田営業所(川尻町字大川反170-127)	823-7731	平日8時30分~17時		
臨海営業所(寺内字蛭根85-9)	867-7572	平日8時30分~17時		

※手続きできる時間は、年末年始、お盆、GWなどは変更となる場合があります。

(2)いきいき長寿祝い事業/長寿福祉課 電話888-5666、FAX888-5667

年度内に白寿(満99歳)を迎えるかたにお祝い品付き祝電を贈呈します。

9月1日において秋田市に居住しているかた(5年以上継続して住民登録し ているかた)

③敬老会への補助/長寿福祉課 電話888-5666、FAX888-5667

長年にわたり今日の社会の礎を築かれた高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢 者と地域とのつながりを支援するため、各地区の敬老会を主催する地区社会福祉協議会に補 助します。

④老人クラブ活動および補助/長寿福祉課 電話888-5666、FAX888-5667

老人クラブは、高齢者の知識と経験を生かした、生きがいと健康づくりのための多様な地域活動を行っている団体です。原則、同じ地域内の60歳以上のかたが会員となっています。

秋田市では、単位老人クラブと市老人クラブ連合会が実施する教養の向上、健康の増進、社会奉仕などを目的とした活動に補助しています。

加入ご希望のかたは最寄りの老人クラブへお申込みください。詳しくは、秋田市老人クラブ連合会事務局まで。(電話 866-1341)

⑤介護支援ボランティア制度/秋田市社会福祉協議会 電話862-7445

介護施設などで行うボランティア活動を支援する制度で、ボランティアの皆様は、『ほっこりさん』の愛称で親しまれています。

活動実績に応じてポイントが付き、たまったポイントを年間最大5,000円の交付金に換えることができます。

■対象者 秋田市にお住まいの65歳以上(介護保険第1号被保険者)のかたで、要介護認定を受けていない健康なかた

■活動場所 介護保険施設、放課後児童クラブ、児童館、児童センター、市立図書館、 認知症カフェ、子ども食堂

■登録手続 ボランティア活動を行うためには登録が必要です。ボランティアの登録に ついては秋田市社会福祉協議会へお問合せください。

⑥認知症サポーター養成講座/長寿福祉課 電話888-5668、FAX888-5667

- 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族の見守り、支援を行う認知症サポーターを養成します。

- ■対象 一般市民(地域の団体、職場、学校などのグループ単位でお申込みください。)
- ■受講料 無料
- ■申込み 受講希望日の1か月前までにお申込みください。

(7)通いの場への支援/長寿福祉課 電話888-5668、FAX888-5667

高齢者等の趣味活動、お茶飲み、体操などの通いの場づくりを支援します。また、要支援認定を受けたかたなどが参加する通いの場へ一定の条件で補助金を交付します。

⑧地域サロン/秋田市社会福祉協議会 電話862-7445

地域サロンは、地域の高齢者等が身近なところで気軽に集まることができる、出会いの場、 交流の場、仲間づくりの場です。秋田市社会福祉協議会では、平成13年度から「地域サロン 事業」を展開し、各地区の社会福祉協議会で地域サロンが開催されています。

人と会って楽しい時間を過ごしたり、定期的に外出する機会があると、高齢になっても寝たきりや認知症になりにくく、いきいきと暮らすことができると言われています。

地域サロンについての詳細や器具・機材の貸出し、保険加入等については秋田市社会福祉協議会にお問合せください。

9秋田市ボランティアセンター/お問合せは 電話862-9774、FAX863-6068

秋田市ボランティアセンターは、 ボランティア活動をしたいかたとボランティアを必要とするかたとの調整やボランティア活動の普及・推進を行っています。

- ○ボランティアの登録・紹介・広報活動
- ○ボランティア講座の開催

個人・団体、活動経験・年齢を問わず、幅広く登録を受付けていますので、お気軽にご相談ください。

- ■所在地 八橋南一丁目8-2 (老人福祉センター「秋田市社会福祉協議会」内)
- ■受付 8時30分~17時15分 ■休館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- ■ホームページ https://www.akita-city-shakyo.jp/
- ■フェイスブック https://www.facebook.com/akita.city.vc01/

⑩秋田市シルバー人材センター/お問合せは 電話863-5900、FAX863-5979

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者が会員登録し、今まで培ってきた 技能や経験を活かして仕事ができるところです。

■所在地 八橋南一丁目8-2 (老人福祉センター2階)

【シルバー人材センターでは】

高齢者の豊かな経験や知識、技能などを活かして、事業所や市民のみなさまから仕事をお 引受けし、お役に立っています。

【お引受けできる仕事】

- ①事務分野(筆耕、一般事務など) ②技能分野(大工仕事、襖張替作業、剪定作業など)
- ③管理分野(施設の宿日直、駐車場の管理など)
- ④一般作業分野(屋内外清掃、手取り除草、機械草刈など)
- ⑤サービス分野(高齢者宅雪寄せ、高齢者サービスなど)
- ⑥専門技術分野(自動車の運転など)

【シルバー人材センターで働くには】

60歳以上のかたで、センターに「会員」として登録していただく必要があります。 なお、年会費は3,500円となっています。入会説明会は第2、第4水曜日の午後1時30分から開催しています。(老人福祉センター内)

【配分金(報酬)】

会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容や量に応じて「配分金 (報酬) | を受け取ります。

⑪生涯学習/お問合せは、各施設へ直接

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民サービスセンターでは、年間を通じているいるな講座や教室を開いています。

【高齢者の学習】

充実した人生を送るために、郷土の歴史や文化を学び、趣味や社会参加を通じて、お互いの交流を図ります。

【世代間交流事業】

高齢者やその他の世代が集まり、お互いの交流を図りながら理解を深めています。

【サークル活動・教室など】

趣味、園芸、創作、学習など多くのサークル活動や教室を開いています。

- ■各市民サービスセンター自治協議会等
- ■開館時間 9時~21時
- ■休館日 年末年始、臨時休館日
- ■各施設の電話番号については、23ページをご覧ください。

7 暮らしと住まい

① 市営住宅への入居/(一財)秋田県建築住宅センター 電話836-7850、FAX836-7852

単身のかたでも入居できる市営住宅があります。(所得・年齢等制限あり、応募多数の場合抽選)。

詳しくは一般財団法人秋田県建築住宅センターへお問合せください。

②家庭での防災対策/防災安全対策課 電話888-5434、FAX888-5435

日常生活の中で、ちょっとした心構えをしておくことで、災害時には皆さんの身を守ることができます。

【避難所等での感染症対策】

- ・通常の持ち出し品に加え、マスクや体温計、除菌シートなども備えておき、避難する際には、可能な限り各自でご持参ください。
- 避難所の密集を避けるために、あらかじめ親戚・友人・知人宅等へ避難することも検討しましょう。

【室内の安全確保】

- ■寝室には、高さのある家具など転倒・落下する可能性のあるものは置かない。
- ■窓ガラスの飛散防止のために、カーテンやブラインドを閉めておく。
- ■タンスなどの大型家具には転倒防止の措置をしておく。
- ■玄関や部屋の出入口は常に整理整頓し、避難時の妨げにならないようにしておく。

【日頃の備え】

- ■お風呂には、消火や生活用水として利用できるよう、水を入れておく。
- ■ガラスなどの破片が散乱した中でも行動できるよう、スリッパなどの履き物を身近なと ころに用意しておく。
- ■無ければ困るものや携帯ラジオ、懐中電灯などを非常用持出品として準備し、背負える リュックなどに入れておく。
- ■最寄りの避難場所や避難経路を確認しておく。
- ■家族や親戚等との連絡方法や連絡手段を複数考えておく(災害用伝言ダイヤル171の利用や遠方の親戚を中継点にして連絡を取り合うなど。)
- ■眼鏡や杖、入れ歯など、日常的に使用するもの、常備薬やお薬手帳を避難する際に持ち 出せるようあらかじめ準備しておく。
- ■3日分以上の食料品(おかゆなどのやわらかい食品)や飲料水を備蓄しておく。慢性疾患のあるかたや食物アレルギーのあるかたは、行政からの応急物資では対応が困難なことが想定されるため、自分になくてはならないものを備えておく。水は1人あたり1日3リットルが目安。
- ■日頃から、地域のかたがたとのつながりを持ち、お互いに助け合う意識を高めておく。
- ■防災ネットあきたへの登録やラジオなど、災害情報や避難情報を収集するための手段を 複数確保する。

③住宅用火災警報器の設置·定期点検/消防本部予防課 電話823-4247、FAX823-9006

火災で亡くなる原因で最も多い「逃げ遅れ」を防ぎ、火災から命を守るために、火災の発生を感知して警報音や音声で知らせる住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務付けられています。

【奏功事例】

住宅用火災警報器を設置していたことで警報が鳴り、鍋のかけ忘れやたばこの不始末などに早期に気づいた事例が多く確認されています。

【設置場所】

寝室と寝室がある階の階段の上部に「煙感知器」を設置する必要があります。

【設置位置】

天井に設置するときは、壁から60cm以上離れた天井面に設置します。

壁に設置するときは、天井下15㎝から50㎝の範囲の壁面に設置します。

エアコンなどの空気吹き出し口からは、1.5m以上離して設置します。

【購入場所】

ホームセンターや家電量販店、メーカーのウェブサイトなどで購入できます。

【適正な管理が必要】

取扱説明書に従い定期的に点検(少なくとも年2回)をして、正常に作動することを確認し、正常に作動しない場合は住宅用火災警報器を交換しましょう。

製造後、長い期間が経過すると電池が切れたり、部品が劣化したりして正常に作動しなくなることがありますので、設置から10年を目安に、本体の交換をお奨めしています。

④災害時の地域での支援/福祉総務課地域福祉推進室 電話888-5661、FAX888-5658 /お住まいの地域の市民サービスセンター(23ページ)

在宅で生活している高齢者や障がい者のかたで、避難の際に支援が必要なかたの名簿を作成し、お住まいの地域の町内会や自主防災組織、担当民生委員、県警察、市社会福祉協議会等に情報を提供しています。

災害情報のお知らせや避難のお手伝い、安否確認などを行います。

名簿に登録するためには、同意書の提出が必要です。

※なお、「秋田市災害対策基本条例」に基づき、大災害時に備えて特に支援が必要な要介護3以上のかたや重度の身体障がい者のかたの情報を、地域の町内会長や自主防災組織隊長、担当民生委員に提供しています。

【主な避難支援対象者】

- ■要介護1~5の認定を受けたかた
- ■ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯、認知症状のあるかたなどで支援が必要なかた

⑤安心キット/秋田市社会福祉協議会 電話862-7445、FAX863-6068

あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報や緊急連絡先等を記入した用紙(安心カード)を専用の容器またはファイルに入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも」のときに、救急隊がその情報を確認し、迅速な対応をする際に活かします。

希望するかたは、地区社協または地区の民生委員・町内会長へご相談ください。

- ■対象者 安心キットの設置を希望するかた
- ■利用料 無料
- ■配布数 1世帯につき1セット(容器版かファイル版のどちらか1つを選択)

【容器版を選択されたかた:冷蔵庫の中で保管】

保管容器(1本)、安心カード(利用者1人につき1枚)

ステッカー (2枚、冷蔵庫用と玄関用)、安心キット携帯版

【ファイル版を選択されたかた:冷蔵庫に貼って保管】

保管ファイル(1枚)、安心カード(利用者1人につき1枚)

ステッカー(1枚、玄関用)、安心キット携帯版

⑥運転免許自主返納高齢者支援制度/秋田県警察本部交通企画課 電話863-1111

高齢や体調不良のため、自主的に運転免許を返納して「運転経歴証明書」を取得した65歳以上のかたを対象に、次の支援制度があります。

●タクシー割引制度

タクシー利用時に「運転経歴証明書」を提示すると、乗車運賃が1割引になります。県内全てのタクシーで利用できます。

●支援協賛店による割引制度

「運転経歴証明書」を提示することで、支援協賛店(温泉施設、商工会加盟店等)で各種サービスを受けることができます。

●とくとく回数券(バス回数乗車券)の購入制度

運転経歴証明書または県警察が実施する安全・安心講習「ふれあい塾」を受講したかたに 交付される受講済証を提示すると、「とくとく回数券」を購入できる制度です。

・発行バス会社 秋田中央交通、羽後交通、秋北バスの3社

とくとく回数券 1,200円分の回数券を1,000円で購入できます。

・販売場所バス会社販売窓口

「運転経歴証明書」の交付申請(運転免許の全ての種別を返納するかたが対象です)

返納して5年以内のかたおよび失効して5年以内のかたは、運転免許センターまたは各警察署へ申請してください。

交付手数料は、1,100円です。再交付、記載事項の変更もできます。

※警察署で申請する場合は、顔写真(縦3cm×横2.4cm)が必要です。 交付まで約2週間かかります。

■運転経歴証明書交付に関するお問合せは

平日8時30分~17時15分 運転免許センター管理第一係:電話 824-3738

(7)高齢運転者等専用駐車区間制度/秋田県警察本部交通規制課または各警察署

「高齢運転者等専用駐車区間」とは、70歳以上のかた、身体の不自由なかた、妊娠しているかたなどのための専用駐車区間です。専用駐車区間には、高齢運転者等本人が運転し、「高齢運転者等標章」を掲示している普通自動車を駐車することができます。

秋田県内では、9時から17時までの時間帯利用可能です。

●「高齢運転者等標章」の交付申請

運転免許証、普通自動車の車検証(写しも含む)、妊娠中や出産後8週間以内のかたはそれを証明する書類を持参し、住所地を管轄する警察署で申請してください。

●専用駐車区間設置場所・駐車台数(市内)

- ・秋田市役所裏(8台)
- ・NTT東日本秋田支店付近(3台)
- 秋田駅東口(5台)

問合せ先	電話番号
秋田県警察本部交通規制課	863-1111
秋田臨港警察署	845-0141
秋田中央警察署	835-1111
秋田東警察署	825-5110

8 相談

ここに記載の①から⑨までの相談はいずれも無料です。

①市民相談センターの無料専門相談/市民相談センター(相談担当) 電話888-5646

| 法律相談、司法書士相談、各種年金・社会保険等相談、公証人・遺言相談、税務相談、行政書士相談、行政相談、人権・困りごと相談、市民安全相談

■対応者 弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士など

■相談日 「広報あきた」でお知らせします。

■要予約 ただし、行政相談、人権・困りごと相談、市民安全相談は予約不要です。

②消費者トラブルなどに関すること/市民相談センター(消費生活担当) 電話888-5648

【消費生活相談】

通信販売や訪問販売、電話勧誘販売などでの商品やサービスに関する苦情やトラブル、多重債務など。受付時間:8時30分~17時

■対応者 消費生活相談員

■相談日 随時 ■予約不要

③年金に関すること/お問合せは下記の電話へ

【ねんきんダイヤル】 電話 0570-05-1165 ※050から始まる電話の場合は 03-6700-1165 年金の受け取りに関する相談や年金振込通知書、年金に関する源泉徴収、扶養親族等申告書等に関する相談など、年金に関する一般的なお問合せ。

【年金生活者支援給付金】電話 0570-05-4092 ※050から始まる電話の場合は 03-5539-2216 【国民年金の加入等】 国保年金課:電話 888-5633

■相談日 いずれも随時 ■いずれも予約不要

④健康に関すること/保健予防課 電話883-1176~1178

【健康相談】

健康についての相談に応じます。お電話でお問合せください。受付時間:9時~16時30分

■対応者 保健師、栄養士、歯科衛生士

■相談日 随時 ■予約不要

⑤認知症に関すること/
 お問合せは下記の電話へ

【地域包括支援センター】 →37ページ

認知症についての相談に応じます。

【秋田県認知症疾患医療センター】

- · 市立秋田総合病院 電話 866-7123
- 秋田緑ケ丘病院 電話 845-2228

県が指定する病院に設置するもので、認知症についての専門医療相談(受診前相談など)、 鑑別診断などを行います。

■対応者 認知症の専門医や専門相談員

■相談日 随時 ■外来受診は要予約

【認知症カフェ】 実施団体は長寿福祉課に問合せください。電話 888-5668

認知症のかたとその家族、地域のかた、専門職など誰もが気軽に集い、情報交換や相談を 気軽にできる場所です。

■相談日 実施団体により異なります。 ■予約の要否は実施団体により異なります。

⑥こころの健康に関すること/健康管理課 電話883-1180

【こころのケア相談】

心の問題を抱えているご本人のお話を聞き、ご本人が問題解決できるようにサポートします。

■対応者 臨床心理士 ■相談日 毎週水曜日の午後 ■要予約

【精神保健福祉相談】

医療的な観点から相談に応じます。原則、通院していないかたが対象

■対応者 精神科医

■相談日 毎月第1・第3木曜日の午後 ■要予約

【こころの相談】

精神疾患に関することや心の健康づくり全般について相談に応じます。

■対応者 保健師など ■相談日 随時 ■面接は要予約

⑦高齢者の相談全般に関すること/お問合せは下記の電話へ

【地域包括支援センター】 →37ページ

高齢者のみなさんを介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面から総合的に支えます。

■対応者 保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャー

■相談日 随時 ■予約不要

【在宅介護支援センター】 →33ページ

高齢者に関する相談に応じる、地域の相談窓口です。

■相談日 随時 ■予約不要

【民生委員・児童委員】各地区の担当委員は福祉総務課地域福祉推進室に問合せください。 社会奉仕の精神をもって、社会福祉に関わる相談に応じています。 電話 888-5661 相談内容や個人の秘密は必ず守られます。

■対応者 民生委員·児童委員

■相談日 随時 ■予約不要

【ふれあい福祉相談センター(心配ごと相談): 秋田市社会福祉協議会】 電話 863-6006 福祉、生計、家族関係、結婚、離婚、人権、法律、財産、苦情などについて幅広く相談を受付けます。 ■相談日 平日9時~16時 ■予約不要

『法律相談』

■対応者 弁護士

■相談日 原則として毎月第3月曜日の午前 ■要予約

⑧豪雨災害の被害による生活再建相談

/秋田市地域支え合いセンター(秋田市社会福祉協議会)電話895-5033、FAX862-8891

令和5年豪雨災害により被害に遭われた方々の生活再建に向けて被災者に寄り添った支援を行っています。住まい、生活、体調のことなど困っていることや不安なことがありましたら、秋田市地域支え合いセンターへご相談ください。

【お困りごとをうかがう機会を設けます】

■戸別訪問 被害に遭われた方々のお宅を生活相談員が訪問し、お困りごとや生活状況について伺います。

■お茶っこ会 被害のあった地域でお茶っこ会を開催しています。集まった方たちで、 お困りごとや最近の出来事についてお話ししましょう。

【お困りごとの解決を目指します】

秋田市をはじめとする様々な機関と協力しながら一緒に解決を目指します。

- ■所在地 八橋南一丁目8-2 (老人福祉センター「秋田市社会福祉協議会」内)
- ■ホームページ http://www.akita-city-shakyo.jp/sasaeai
- ■フェイスブック https://www.facebook.com/akita.sasaeai
- ■インスタグラム https://www.instagram.com/aksc5033/

9秋田市権利擁護センター/電話862-0102・FAX862-8900

高齢者や障がいのあるご本人やご家族、支援関係者等から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした相談を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援をします。

秋田市社会福祉協議会が運営しています。

■所在地 八橋南一丁目8-2(老人福祉センター「秋田市社会福祉協議会」内)

■ホームページ https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yougo/

■フェイスブック https://www.facebook.com/akita.kenri.yogo/

【成年後見制度や権利擁護の相談】

■相談日 平日9時~17時

■窓口でのご相談は、事前にご連絡いただけるとお待たせすることなく対応できます。

【成年後見制度利用促進事業(中核機関)】

出前講座や市民向けセミナー等で成年後見制度等の普及啓発をする他、制度等の申立に関すること、後見人等や被後見人等の困ったことに関する相談対応をします。利用促進のため、地域、医療、福祉、司法等の関係者とのネットワークづくりをします。

【日常生活自立支援事業】

判断能力に不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのあるかたを対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行います。

■利用料 1 時間1,000円、以降30分ごとに500円(生活保護世帯は無料)

【法人後見事業】

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産管理などに支障のあるかたが不利益を被ることがないよう、家庭裁判所から選任され社会福祉協議会が法人として成年後見人等になります。

■成年後見人等の報酬 被後見人等の財産状況等に応じ、家庭裁判所の裁量により報酬額が決まります。被後見人等の資力が乏しい場合は助成制度を利

用できる場合があります。

以上に記載の①から⑨までの相談はいずれも無料です。

⑩高齢者サービスに関する冊子

長寿福祉課(市役所2階)、各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、各地域包括支援センターなどで配布しています。

●暮らしに役立つサービス

「暮らしに役立つサービス」は、民間事業者が提供する生活支援サービスなど幅広い分野の情報をまとめたものです。高齢のかた、障がいのあるかた、そのご家族など、困ったときのお悩み解決に、ご活用ください。

【内容】

食品や日用品等の宅配サービス、外出時の付添い、お弁当の配達、サービス付き高齢者向け住宅、空き家の管理、パソコン・スマートフォンの操作など

●認知症サポートガイドブック

認知症とは、脳の病気によって正常に働いていた機能が低下し、日常生活に支障が出ている状態です。

「認知症サポートガイドブック」は、認知症かもしれないと不安に思っているかたや、家族のかたに向け、認知症の病状の進行にあわせ、いつ、どこで、どのようなサービスを受けられるのかを整理して紹介するとともに、認知症の正しい理解と、認知症のかたとご家族の暮らしを支えるための情報をまとめたものです。

【内容】

認知症の経過にあわせたご本人やご家族の生活のポイント、認知症の相談窓口、認知症の気づきのチェックリスト、認知症のかたの思いを伝える記録欄など

市の関係施設と関係機関の電話番号一覧

「市役所・サービスセンター	など	社会教育施設など	
秋田市役所窓口案内	863-2222	千秋美術館(改修工事のため休館中)	836-7860
中央市民サービスセンター	888-5640	きららとしょかん明徳館	832-9220
西部市民サービスセンター	888-8080	きららとしょかん明徳館河辺分館	881-1202
北部市民サービスセンター	845-2261	きららとしょかん土崎図書館	845-0572
河辺市民サービスセンター	882-5221	きららとしょかん新屋図書館	828-4215
雄和市民サービスセンター	886-5511	きららとしょかん雄和図書館	886-2853
南部市民サービスセンター	838-1212	森林学習館木こりの宿	827-2111
南部市民サービスセンター別館	853-5735	秋田県生涯学習センター	865-1171
東部市民サービスセンター	853-1039		866-8400
駅東サービスセンター	887-5320	宗立 図音 語 県立美術館	853-8686
	873-4839	宗立美術館 県立博物館	873-4121
下新城交流センター		宗立 诗初路	013-4121
岩見三内連絡所	883-2111		
大正寺連絡所	887-2111		
楢山地区コミュニティセンター	834-9844	水道・電気・ガス・交通な	
茨島地区コミュニティセンター	823-0374	秋田市上下水道局お客様センター	823-8431
泉地区コミュニティセンター	824-8035	東北電力(株)秋田支店	863-3151
八橋地区コミュニティセンター	866-8341	東部ガス(株)秋田支社	832-6595
旭北地区コミュニティセンター	866-7266	秋田中央交通(株)	823-4411
保戸野地区コミュニティセンター	824-4701	秋田市消防テレホンガイド 05	570-091191
川尻地区コミュニティセンター	866-2770		
旭南地区コミュニティセンター	865-3337		
勝平地区コミュニティセンター	862-1618	福祉関係団体・施設	
浜田地区コミュニティセンター	828-2281	秋田市社会福祉協議会	862-7445
豊岩地区コミュニティセンター	828-2135	秋田市シルバー人材センター	863-5900
下浜地区コミュニティセンター	879-2005	秋田市ボランティアセンター	862-9774
飯島地区コミュニティセンター	845-1731	秋田市老人クラブ連合会	866-1341
寺内地区コミュニティセンター	845-0537	秋田市身体障害者協会	866-1341
外旭川地区コミュニティセンター	868-5075	秋田市母子寡婦福祉連合会	866-1341
将軍野地区コミュニティセンター	845-1408	秋田市ろうあ協会(FAXのみ)	864-2782
港北地区コミュニティセンター	847-2340	秋田市権利擁護センター	862-0102
下新城地区コミュニティセンター	873-2112	秋田県社会福祉協議会	864-2711
上新城地区コミュニティセンター	870-2845	秋田県高齢者総合相談・生活支援センター	824-4165
飯島南地区コミュニティセンター	847-0080	秋田県福祉相談センター	831-2301
金足地区コミュニティセンター	873-2111	秋田県身体障害者更生訓練センター	863-4471
河辺岩見三内地区コミュニティセンター	883-2111	秋田県点字図書館	845-0031
大住地区コミュニティセンター	839-6900		010 0001
上北手地区コミュニティセンター	839-2522		
仁井田地区コミュニティセンター	839-6399	公的医療・保健機関	
旭川地区コミュニティセンター	835-1712	市立秋田総合病院	823-4171
東地区コミュニティセンター	833-9967		
明徳地区コミュニティセンター	836-1636	秋田市保健所	883-1170
太平地区コミュニティセンター	838-2111	秋田県立循環器・脳脊髄センター	833-0115
太十地区コミュニティピンター 下北手地区コミュニティセンター	833-1461	秋田県総合保健センター	831-2011
		秋田県精神保健福祉センター	831-3946
桜地区コミュニティセンター	834-2815	秋田大学医学部附属病院	834-1111
ニューニュラウナロ		秋田赤十字病院	829-5000
いこいの家など	060_600E		
八橋老人いこいの家	862-6025	秋田厚生医療センター	880-3000
飯島老人いこいの家	845-3692	中通総合病院	833-1122
大森山老人と子どもの家河辺京総子碑馬づくりセンク	828-1651		
河辺高齢者健康づくりセンター	884-2111		
河辺総合福祉交流センター	881-1201		
雄和ふれあいプラザ	886-5071		

介護保険施設・介護サービス事業所等一覧

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	高清水寿光園	寺内後城6-41	880-1050	110
2	海松園	下新城中野字街道端西233-47	873-3505	54
3	大平荘	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2338	80
4	松涛園	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	80
5	光峰苑	添川字矢坂16-1	868-1188	90
6	幸楽園	上新城中字片野4	870-2224	60
7	金寿園	下新城笠岡字川向28	857-3811	50
8	南寿園	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	50
9	やすらぎホームけやき	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	106
10	新成園	浜田字元中村280-9	828-0022	70
11	魁聖園	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	50
12	リンデンバウムいずみ	泉菅野二丁目17-11	896-5880	65
13	河辺荘	河辺大張野字水口沢216	882-3516	50
14	花の家	雄和石田字苗代沢18	886-2626	58
15	一つ森	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	50
16	八橋	八橋イサノー丁目2-4	896-0377	60
17	ひなた	土崎港西三丁目11-5	816-0377	60
18	中通	中通四丁目3-23	874-8277	70
19	ほどの	保戸野すわ町8-24	893-6341	45
20	ぬくもり山王	川尻町字大川反233-59	824-7000	50
21	飯島	飯島道東一丁目5-1	853-8930	80
22	共生の里	新屋町字関町後187-4	828-1125	80

■地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	うぐいす城東	広面字宮田32-1	831-1010	29
2	中通アネックス	中通五丁目8-15	853-1090	29
3	ケアコンプレックス寺内	寺内字三千刈47-2	827-6100	29
4	ラソ茨島	茨島六丁目17-11	853-0266	29
5	ふらっとけやき	御所野下堤五丁目1-8	838-1820	29

■介護老人保健施設

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	二二二一苑	下新城中野字琵琶沼138-1	873-2525	100
2	悠久荘	御所野堤台三丁目3-1	892-7800	100
3	三楽園	飯島字堀川84-20	857-3101	150
4	なぎさ	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	80
5	友愛の郷	浜田字元中村280-29	828-1100	90
6	桜の園	下北手梨平字登館8	839-5977	100
7	千秋苑	外旭川字神田592	868-1355	100
8	あいぜん苑	上新城道川字愛染58	870-2001	100
9	遊心苑	添川字境内川原196-1	831-3666	100
10	山盛苑	太平山谷字中山谷227-2	838-3700	100
11	ふれ愛の里	豊岩小山字中山216-27	888-8201	100
12	かみの里	上北手百崎字二夕子沢1-6	889-6294	100
13	シルバーケアセンター清遊園	河辺戸島字上野4-3	882-3730	98

■特定施設入居者生活介護

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	介護付有料老人ホームソフィー	将軍野向山13-42	845-8411	50
2	秋田聖徳会一般型特定施設	旭南一丁目5-6	862-3267	50
3	社会福祉法人松寿会外部サービス特定施 設入居者生活介護(盲)養護老人ホーム 松峄園	浜田字陳ケ原15-8	828-6600	25
4	社会福祉法人松寿会外部サービス特定施 設入居者生活介護養護老人ホーム松寿園	浜田字陳ケ原15-5	828-3618	30
5	アルテンハウゼ手形住吉町	手形住吉町1-3	874-7553	60
6	介護付高齢者優良賃貸住宅ほのか	広面字糠塚102-1	884-7736	50
7	ラ・ナシカあきた	東通四丁目4-13	887-6700	60
8	介護付有料老人ホームグリーン	外旭川字三後田184	869-7050	50
9	介護付有料老人ホーム遥か	土崎港中央三丁目4-42	845-4577	40
10	ニチイケアセンターひろおもて秋田	広面字近藤堰越17-1	884-3680	60
11	きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り	大町二丁目5-1きららアーバンパレス8F、9F	895-7265	30
12	医療法人祥仁会サービス付き高齢者向け住宅優希	南ヶ丘一丁目3-2	892-7108	24
13	有料老人ホームヴィレージュ	牛島西一丁目6-28	884-7750	27
14	さわやか桜弐番館	卸町一丁目10-3	896-7123	92
15	有料老人ホーム拓稜ハウス割山	新屋朝日町13-25	893-5895	20
16	仁井田福祉センター	仁井田字切上240-1	829-5893	34
17	ケアハウススマートライフ中通	中通一丁目4-4-401	835-1165	80
18	ひとむすび泉	泉北一丁目13-5	827-3911	20
19	さらさ秋田駅前	中通四丁目17-15	827-5153	50
20	みんなのまち	新屋比内町22-22	828-2721	30

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
21	サービス付き高齢者向け住宅拓稜ハウス土崎南	土崎港南二丁目 4-40	838-0636	37
22	サ高住らいらっく外旭川	外旭川字神田112	868-1133	35
23	サービス付き高齢者向け住宅しおさい	土崎港中央四丁目6-33	853-1037	39
24	ひとむすび八橋	寺内字イサノ24-1	893-5400	25
25	特定施設入居者生活介護スマートホーム	手形新栄町4-1	874-8843	50
26	さわやか桜参番館	御所野堤台一丁目6-88	892-7301	29
27	サービス付き高齢者向け住宅ゆきわり草	川元むつみ町3-32	823-5320	40
28	さわやかさくらのもり	横森一丁目5-40	889-2007	50
29	特定施設入居者生活介護事業所 きららいずみ	泉馬場13-20	838-5068	26
30	さらさ秋田土崎	土崎港南三丁目2-46	853-7866	49

■短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	高清水寿光園	寺内後城6-41	880-1050	10
2	大平荘	太平八田字藤ノ崎231-3	838-2335	20
3	松涛園	浜田字陳ケ原35-31	828-7856	7
4	光峰苑	添川字鶴木台65-3	868-3211	36
5	金寿園	下新城笠岡字川向28	857-4342	22
6	南寿園	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	20
7	やすらぎホームけやき	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	14
8	魁聖園	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	20
9	河辺荘	河辺大張野字水口沢216	882-3516	10
10	花の家	雄和石田字苗代沢18	886-2626	7
11	リンデンバウムいずみ	泉菅野二丁目17-11	896-5880	7
12	幸楽園	上新城中字片野 4	870-2227	20
13	一つ森	上北手荒巻字鳥越229-1	892-7776	10
14	リフレッシュコア中通	中通四丁目3-23	874-8277	22
15	ケアホテルほどの	保戸野すわ町8-24	893-6341	5
16	ぬくもり山王	川尻町字大川反233-59	824-7000	8

介護老人保健施設

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	なぎさ	土崎港中央四丁目4-23	845-3526	18

共生型 障がい者支援施設

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	障がい者支援施設ほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	3

単独施設

No.	名称	所 在 地	電話	定員
1	ショートステイひなた	土崎港中央三丁目4-39	880-5670	20
2	ケアセンターきらら	太平山谷字中山谷317-1	889-7272	51
3	ショートステイこころ	添川字地ノ内5-3	869-9081	30

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
4	ショートステイ色えんぴつ	茨島四丁目5-10	863-2766	28
5	ショートステイ陽福苑	下北手松崎字上崎47-1	833-4029	29
6	やすらぎの郷	泉中央五丁目1-16	838-4500	26
7	シルバーステイ福寿	飯島飯田二丁目9-28	880-5557	34
8	ケアホテルのぞみ翔裕館	上北手荒巻字堺切48	839-8503	22
9	ショートステイあい	仁井田字中新田68	826-1611	30
10	ショートステイ「美しき郷」	金足小泉字潟向39-1	873-7213	30
11	社会医療法人正和会五十嵐記念病院短期 入所生活介護施設在宅総合ケアセンター	土崎港中央一丁目17-23	845-8105	60
12	ショートステイななかまどの街	御所野下堤二丁目1-7-1	892-7880	40
13	ショートステイもみの樹	茨島二丁目15-70	866-1061	20
14	ショートステイゆうわの里	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-3711	24
15	仁井田福祉センター	仁井田字切上240-1	829-5892	20
16	ハートフルケア秋田ショートステイ	牛島東五丁目2-52	884-7857	20
17	ショートステイあゆみの里	豊岩小山字前田表150	888-8858	20
18	ショートステイあらや	新屋沖田町7-2	828-0008	39
19	ショートステイとまと	八橋イサノ一丁目13-17	866-4445	20
20	ショートステイであい	中通六丁目4-12	884-0272	20
21	ショートステイあい・ひかり	仁井田新田二丁目4-6	829-6130	30
22	ショートステイ和楽	飯島川端一丁目3-6	874-8611	20
23	ショートステイゆず	外旭川八柳三丁目6-41	874-8007	20
24	ショートステイさるびあ(家族愛)	御所野元町一丁目1-16	892-7702	32
25	きらら短期入所生活介護事業所竿燈通り	大町二丁目5-1きららアーバンパレス4~アF	895-7274	78
26	ショートステイ花さくら	添川字添川170-7	893-4102	30
27	短期入所生活介護御所野の森	四ツ小屋末戸松本字地蔵田266	892-6717	32
28	ショートステイ自由が丘	下新城中野字街道端西321	893-4401	33
29	ショートステイおぐら	河辺和田字坂本北470-3	893-4546	45
30	ショートステイ東通	東通観音前1-2	874-9080	21
31	ショートステイいちご	牛島東七丁目8-37	893-3003	21
32	ショートステイあいの森	御所野元町一丁目1-8	829-1188	48
33	ショートステイ ラ・ボア・ラクテ	手形字西谷地1-2	893-3221	63
34	ショートステイやまゆり	飯島川端一丁目2-5	893-3715	40
35	ショートステイひろおもて	広面字樋ノ下1	874-7733	20
36	大学病院前ショートステイ(ユニット型)	広面字二階堤20-1	893-5422	32
37	ショートステイ牛島	牛島東六丁目5-17	893-5360	44
38	ショートステイだんだん	土崎港西五丁目12-17	893-6377	60
39	ショートステイミニとまと	寺内字イサノ121	893-6260	27
40	アースワン御所野ショートステイ	御所野堤台二丁目2-19	829-0123	40
41	本道の街ショートステイセンター	柳田字川崎138	884-7725	30

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
42	ショートステイほほえみ館	土崎港相染町字大谷地35-1	893-6825	30
43	ショートステイ杏	桜二丁目17-23	874-8880	39
44	ショートステイみさご	飯島美砂町5-71	857-5335	30
45	ショートステイ千乃恵	四ツ小屋字城下当場253-4	853-1556	30
46	ショートステイヴィレージュ	牛島西一丁目6-28	884-7750	3
47	ショートステイよこもりの丘	横森三丁目11-59	838-0588	36
48	ショートステイ笑	広面字鬼頭105	838-0657	31
49	ショートステイ夢見草	旭南三丁目10-10	827-3027	21
50	ショートステイあきた中央	外旭川字三千刈114-1	803-9011	60
51	ショートステイむすびの郷	雄和田草川字本田241-57	886-3000	40

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	みそのホームグループホーム	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341	9
2	りんどうの家	手形字山崎164-2	893-6312	9
3	グループホーム・サラ	新屋北浜町21-47	823-6711	18
4	認知症高齢者グループホーム「ひふみ」	上北手百崎字二夕子沢1-6	892-6363	9
5	グループホームさくら	下北手梨平字登館8	892-7227	18
6	グループホームひなた	土崎港中央四丁目4-16	816-0577	9
7	グループホーム国見ノ里	豊岩小山字前田表158-3	828-9811	9
8	グループホームかぞく	新屋比内町26-1	888-9321	9
9	正和会グループホームゆかり	将軍野東三丁目3-27	816-0832	9
10	グループホーム野崎	河辺三内字野崎35-4	881-2131	27
11	グループホーム・つばき苑	雄和椿川字小鹿野戸39-2	886-5505	18
12	グループホームソフトハンド	新屋勝平町10-30	863-7322	9
13	秋田ひまわりの家グループホーム	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	9
14	グループホームうららか	御所野元町四丁目2-3	889-8211	9
15	グループホームソフトハンド茨島	茨島四丁目1-6	867-8871	9
16	グループホーム幸樹	泉南一丁目4-20	883-0303	18
17	グループホーム音符	土崎港北一丁目13-43	893-3212	9
18	グループホームかんとう	楢山川□境11-17	874-8850	18
19	グループホーム保戸野	保戸野中町6-15	893-5443	18
20	SOMPOケアそんぽの家 GH秋田旭川	旭川清澄町16-17	884-3286	18
21	グループホームソフトハンド浜田	浜田字自在山47-9	874-8282	9
22	グループホームやばせ翔裕館	八橋本町三丁目14-18	883-1320	18
23	グループホーム赤とんぼ	雄和新波字竹ノ花12	887-2220	9
24	グループホームゆず	仁井田本町三丁目10-18	874-8905	18
25	グループホームふれ愛の里牛島	牛島東五丁目4-23	874-8079	18
26	グループホーム・つばき大住	仁井田潟中町2-35	853-0415	9

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
27	愛の家グループホーム秋田外旭川	外旭川字堂ノ前174-1	893-4771	18
28	ケアコンプレックス高清水 認知症対応型 グループホーム	土崎港南三丁目13-44	853-5162	18
29	けあビジョンホーム秋田	太平山谷字中山谷149-7	889-7707	18
30	愛の家グループホーム秋田桜	桜一丁目13-36	889-2030	18
31	グループホームPlus	飯島字長山下15	838-7701	18
32	グループホームソフトハンド四ツ小屋	四ツ小屋字街道東367	893-3108	9
33	けあビジョンホーム秋田新屋扇町	新屋扇町11-30	888-9911	18

■小規模多機能型居宅介護

No.	名 称	所 在 地	電話
1	愛の家	外旭川字堂ノ前174-1	869-7720
2	幸の家	南通亀の町12-22	832-3008
3	りぼん広面	広面字大袋50-3	838-0238
4	ゆりかもめ	新屋南浜町3-16	866-2660
5	ひかり苑	新屋大川町11-18	828-8006
6	なごみ	仁井田字西潟敷127-2	892-7275
7	ときわ野	港北松野町11-28	838-0038
8	さるびあ	仁井田字中新田88	892-6682
9	まめでらハウス	新屋扇町7-30	828-8189
10	愛好苑	柳田字境田140	834-2288
11	マリアの家	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341
12	和ごや家	下北手松崎字前谷地141-1	853-9701
13	花みずき	添川字添川170-21	869-7776
14	ひかりの樹	保戸野八丁1-14	896-6133
15	太陽	高陽青柳町9-20	867-0106
16	はる風	河辺和田字和田251-9	874-8088
17	楢山	楢山佐竹町1-19	884-7880
18	ありがとう	浜田字後谷地9-2	888-8288
19	ヴェル	新屋松美町13-12	863-6560
20	えがお	雄和田草川字山崎103-2	893-6704
21	いいじま	飯島字飯島水尻436	880-6301
22	ふれ愛の里	牛島東五丁目4-22	838-6220
23	りぼん	横森一丁目13-7	853-8774

■看護小規模多機能型居宅介護

No.	名 称	所 在 地	電話
1	ケアコンプレックス将軍野	土崎港東二丁目14-7	838-7530
2	虹の街看護小規模多機能いずみ	泉中央五丁目31-8	838-6527
3	ケアコンプレックス高清水	土崎港南三丁目13-44	853-5161
4	看護小規模多機能型居宅介護リンデンバ ウム	泉菅野二丁目17-11	896-5885

■通所介護 (デイサービス)

No.	名 称	所 在 地	電話
1	河辺荘通所介護事業所	河辺大張野字水口沢216	882-3584
2	松寿会指定通所介護事業所	浜田字陳ケ原35-13	828-6678
3	八橋デイサービスセンター	八橋南一丁目8-2	866-1343
4	南寿園デイサービスセンター	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700
5	デイサービスセンター緑水苑	雄和石田字苗代沢25-1	886-5110
6	秋田けやき会デイサービスセンター	御所野下堤五丁目1-5	838-6372
7	外旭川デイサービスセンター幸	外旭川字鳥谷場136	868-5415
8	通所介護施設新成園	浜田字元中村280-9	828-0022
9	みそのホームデイサービスセンター	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341
10	旭川デイサービスセンター	添川字地ノ内143-5	884-1897
11	リンデンバウムいずみデイサービスセンター	泉菅野二丁目17-11	896-5887
12	ファミリー園デイサービスセンター	桜一丁目4-21	887-3066
13	ニチイケアセンター秋田	卸町五丁目1-33	895-7521
14	ひだまりデイサービスセンター	東通仲町4-1秋田拠点センターアルヴェ5F	884-1400
15	さとみ温泉りらっくす倶楽部	添川字境内川原142-1	893-5547
16	ツクイ秋田川尻	川尻御休町5-12	896-5442
17	ケアセンターきらら	太平山谷字中山谷317-1	889-7272
18	ツクイ秋田茨島	茨島二丁目11-65	867-8801
19	デイサービスひなたぼっこの家	茨島四丁目5-10	896-0071
20	秋田ひまわりの家デイサービス	下北手桜字新桜谷地85	887-5221
21	デイサービスコリウス	仁井田字大野174-3	839-4600
22	スマイル輝	将軍野東一丁目4-38	846-6868
23	ニチイケアセンター御所野	御所野元町三丁目3-3	889-8411
24	デイサービスセンターあいらんど	飯島新町一丁目3-15	880-6688
25	ツクイ秋田土崎	土崎港相染町字中谷地182-1	816-0161
26	御野場病院デイサービスセンター	御野場四丁目3-4	829-3410
27	みらいデイサービスセンター	川尻上野町1-19	896-0707

No.	名 称	所 在 地	電話
28	秋田市北部デイサービスセンターゆりかご	飯島字寄進田94-1	816-0065
29	やすらぎの郷	泉中央五丁目1-16	838-4500
30	仁井田デイサービスセンターふきむすめ	仁井田字仲谷地282	892-6333
31	さとみ温泉ゆったり倶楽部	添川字境内川原142-1	884-0602
32	つどい処グッと楽デイサービスセンター悠々くらぶ	土崎港東四丁目2-43	816-0520
33	デイサービス赤とんぼ	雄和女米木字高麓沢45	886-4126
34	ジョイリハ秋田寺内	寺内字イサノ60-2	896-4154
35	デイサービスおぐら	河辺和田字坂本北470-4	893-4546
36	ジョイリハ秋田仁井田	仁井田二ツ屋一丁目3-49	893-3011
37	デイサービスきたえるーむ秋田泉	泉中央四丁目18-15	893-6313
38	まごころデイサービスセンター	牛島西一丁目10-16	884-1151
39	きらら通所介護事業所竿燈通り	大町二丁目5-1きららア-バンパレス3F	895-7272
40	デイサービスきたえるーむ秋田広面	広面字家ノ下91-3	838-7460
41	デイサービスきたえるーむ秋田土崎	土崎港相染町字大谷地36-118	853-7191
42	コンパスウォーク山王	山王沼田町11-6	853-7460

■認知症対応型通所介護

No.	名 称	所 在 地	電話
1	ケアセンター港北	土崎港北七丁目1-17	816-0557
2	大学病院前認知症デイサービス	広面字二階堤20-1	893-5422
3	認知症対応型デイサービスひなた	土崎港中央四丁目4-16	816-0577
4	デイサービスひばりさん	卸町五丁目14-10	893-3669
5	認知症対応型通所介護あさの杜	中通五丁目8-15	853-1090

■地域密着型通所介護

No.	名 称	所 在 地	電話
1	魁聖園デイサービスセンター	新藤田字治郎沢52-6	884-1071
2	デイサービスほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7803
3	だまこ亭	土崎港南一丁目9-28	880-2236
4	デイサービスえん	泉中央二丁目14-6-105号	838-7066
5	デイサービスゆうわの里	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-0880
6	手形デイサービスセンターふるさと	手形字才ノ浜27-6	884-0350
7	特定非営利活動法人希望の家	土崎港相染町字浜ナシ山2-282	816-0380
8	ア・ラ・ヤでデイ	新屋比内町13-1	828-8170
9	リフレッシュコア茨島	茨島四丁目12-43	867-7211
10	エールデイサービス秋田店	下北手松崎字家ノ前4-4	893-6881
11	デイサービスセンターのぞみ翔裕館	上北手荒巻字堺切48	839-8503
12	デイサービスさくら家	仁井田福島一丁目18-29	839-3031
13	デイサービスもみの樹	茨島二丁目15-70	866-1061

No.	名称	所 在 地	電話
14	仁井田福祉センター	仁井田字切上240-1	829-5891
15	ハートフルケア秋田デイサービスセンター	牛島東五丁目2-52	884-7857
16	デイサービスセンターふきのとう	金足小泉字潟向86-1	827-5619
17	バイタルケア秋田南	新屋松美ガ丘東町2-20	853-4576
18	あおぞらデイサービス新屋	新屋南浜町2-5	874-8569
19	あおぞらデイサービス御野場	御野場新町一丁目18-1	874-9049
20	あおぞらデイサービス大住	大住南三丁目16-9	874-7901
21	大学病院前デイサービス(地域密着型)	広面字二階堤20-1	893-5422
22	さくらデイサービス	横森四丁目9-36	893-6085
23	にこにこリハビリデイサービス茨島る〜む	茨島七丁目4-26	874-7113
24	デイサービス り・あくと	手形字西谷地188-1西村ビル東棟	874-8297
25	デイ・リハスポット西部ワンズライフ	新屋大川町19-85	827-3557
26	デイサービスあじさい	保戸野すわ町10-42	893-4492
27	あおぞらデイサービス南通り	南通亀の町4-7	893-3639
28	デイサービスつなぎの湯	寺内字イサノ119-2	893-3305
29	楽土デイサービス広面	広面字小沼古川端97-2	838-0221
30	デイサービスさるびあ	御所野元町一丁目1-16	892-7702
31	デイサロン リ・ライフ	将軍野南一丁目14-32	827-5014
32	GENKINEXT秋田駅東口	手形字西谷地416-1	827-5622
33	リハプライド中通	中通六丁目1-65PPビル1F	874-8186
34	東通デイサービス	東通八丁目1-41	853-6218
35	デイサービスセンターひなた	土崎港中央三丁目4-39	880-5670
36	機能維持特化型デイサービスケアライフゆり	牛島東五丁目1-13	827-5090
37	デイサービスぬくもり山王	川尻町字大川反233-59	824-7000
38	デイ・リハスポットワンズライフ中央	千秋矢留町10-12	838-5350
39	リハプライド土崎	土崎港中央三丁目5-36	853-9420
40	あおぞらデイサービス桜	桜二丁目6-2	853-5517
41	デイサロンえにしあ	広面字蓮沼21-1	802-8866
42	デイ・リハホームワンズライフ牛島	牛島西一丁目4-43	838-5317
43	デイズアクティブ	広面字樋ノ下6-2	838-1530
44	デイサービスわかば	中通三丁目2-38スカイパーク102 1F	838-4587
45	デイサービス福多朗	土崎港北一丁目13-37	880-6510
46	あおぞらデイサービス干秋	千秋矢留町11-17	838-0768
47	レッツ倶楽部秋田八橋	八橋本町六丁目9-10	883-0507
48	元氣ジム秋田山王	旭北栄町3-11	827-5386
49	本道の街デイサービスセンター	柳田字川崎138	884-7726

■養護老人ホーム

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	秋田聖徳会	旭南一丁目5-6	862-3267	100
2	松寿園	浜田字陳ケ原15-5	828-3618	50
3	松峰園(盲)	浜田字陳ケ原15-8	828-6600	55

■軽費老人ホーム

A型

No.	名	称	所 在 地	電話	定員
1	だいせん		新屋大川町17-3	828-1851	50

ケアハウス

No.	名 称	所 在 地	電話	定員
1	ケアハウス弥生が丘	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700	15
2	ウエルハウス御所野	御所野下堤五丁目1-7	826-0681	100
3	ケアハウス大地	浜田字元中村280-9	828-0022	15
4	魁聖園ケアハウス	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	15
5	ケアハウススプリングヒル	泉菅野二丁目17-11	896-5880	40
6	ケアハウスファミリー園	桜一丁目4-21	887-3066	40
7	ケアハウス土崎	土崎港中央三丁目4-40	845-4575	50
8	ケアハウス花の家	雄和石田字苗代沢18	886-2626	15
9	ケアハウススマートライフ中通	中通一丁目4-4-401	835-1165	80

■在宅介護支援センター

No.	名称	所 在 地	電話
1	光峰苑	添川字矢坂16-1	868-1444
2	南寿園	上北手猿田字後谷地108-3	829-0991
3	千秋苑	外旭川字神田592	869-7800
4	松寿会	浜田字陳ケ原35-31	828-7630
5	三楽園	飯島字堀川84-20	857-3101
6	土崎	土崎港中央四丁目4-26	845-4123
7	幸楽園	上新城中字片野4	870-2226
8	新成園	浜田字元中村280-9	828-0022
9	南通	中通六丁目14-18	837-2502
10	桜の園	下北手梨平字登館8	839-5977
11	ふれ愛の里	豊岩小山字中山216-27	888-8202

指定居宅介護支援事業者一覧

◎施設入所・在宅サービスの利用については、下記の事業所へお問合せください。

No.	名 称	所 在 地	電話
1	きらら居宅介護支援事業所※	川元開和町1-35東和ビル1F	895-7277
2	ゆきわり草ケアプランセンター	川元むつみ町3-32	874-8095
3	やさしい手秋田居宅介護支援事業所	川尻総社町7-1	896-0001
4	みらい介護支援センター	川尻上野町1-19	896-6226
5	ツクイ秋田茨島	茨島二丁目11-65	867-8801
6	ケアセンターゆめつむぎ	茨島四丁目5-10	863-2762
7	ケアプランセンターひばり	卸町五丁目14-10	893-3669
8	羽州人ヒーリングカンパニー	山王三丁目1-1秋田県庁第二庁舎3階創業支援室A-9	090-5187-3066
9	ケアマネジャーのまちけあ	山王三丁目1-1秋田県庁第二庁舎3階創業支援室A-8	090-3984-1415
10	ケアポート秋田居宅介護支援事業所	山王沼田町2-41	883-1578
11	秋田県看護協会立居宅介護支援事業所	保戸野千代田町16-16	853-4120
12	有限会社ポプラ・ケアサービス	保戸野桜町15-10	896-5092
13	秋田介護の窓口	泉中央二丁目9-16佐藤事務所3号室	827-3755
14	ケアプランセンター虹の街	泉中央四丁目2-8T・Kビル1F	838-0301
15	リンデンバウムいずみケアプランセンター※	泉菅野二丁目17-11	896-5850
16	介護支援センターほくと	中通四丁目3-23	874-8288
17	中通ケアプランセンター	中通五丁目9-22	837-2502
18	居宅介護支援事業所幸	中通六丁目4-27	827-3337
19	川口居宅介護支援事業所	楢山登町10-64	832-7506
20	ヒューマンハァート秋田居宅介護支援事業所	楢山太田町11-5	835-6899
21	指定居宅介護支援さくら家	楢山金照町1-32-2	853-7504
22	秋田市社協居宅介護支援秋田事業所	八橋南一丁目8-2	883-1468
23	秋田市医師会居宅介護支援事業所	八橋南一丁目8-5秋田市医師会館内	896-7707
24	NPOきらら居宅介護支援事業所	大町二丁目5-1きららア-バンパレス1F	080-3565-2523
25	ひだまり居宅介護支援事業所	東通仲町4-1秋田拠点センターアルヴェ5F	884-1402
26	スマート・ケアプランセンター	手形新栄町4-1	874-8552
27	介護支援センターふるさと	手形字才ノ浜27-6	884-0350
28	SOMPOケア秋田旭川居宅介護支援	旭川清澄町16-17	884-3284
29	魁聖園居宅介護支援事業所	新藤田字治郎沢52-6	884-1077
30	介護支援センター遊心苑	添川字境内川原196-1	831-3666
31	はあと介護支援センター	添川字地ノ内143-5	884-1896
32	ケアプランセンター花はな	添川字添川170-7	893-4646
33	光峰苑居宅介護支援センター	添川字矢坂16-1	868-1444
34	ケアプラン支援センターふきのとう	広面字二階堤20-1	893-5422
35	ひろおもて居宅介護支援センター	広面字家ノ下7-1	838-1088
36	うぐいす城東在宅サポートセンター	広面字宮田32-1	838-0508

No.	名 称	所 在 地	電話
37	居宅介護支援事業所心音	広面字樋ノ沖35-2	838-6201
38	ケアプランよこもり	横森一丁目20-30	853-8388
39	ファミリー園居宅介護支援事業所	桜一丁目4-21	825-0020
40	アースサポート秋田	桜一丁目13-7	836-6811
41	ひかり居宅介護支援センター	桜二丁目17-30	874-8885
42	ひがし稲庭クリニック介護支援センター	下北手松崎字岩瀬124	887-3355
43	秋田在宅ケアセンター	下北手松崎字前谷地142-1	887-3886
44	桜の園居宅介護支援事業所	下北手梨平字登館41-3	838-6112
45	秋田ひまわりの家居宅介護支援事業所	下北手桜字新桜谷地85	887-5221
46	本道の街居宅介護支援事業所	柳田字川崎138	884-7727
47	ア・ラ・ヤでデイ	新屋比内町13-1	888-8177
48	フォーエバーケアプランセンター	新屋大川町18-7	888-8688
49	ケアプランセンターワンズライフ	新屋大川町19-85	827-3557
50	バイタルケア秋田南介護サービス	新屋松美ガ丘東町7-46	853-4546
51	居宅介護支援事業所オモシェ	新屋日吉町45-3-1	827-7717
52	らいくケアプランセンター	新屋扇町12-49	838-4816
53	新成園指定居宅介護支援事業所	浜田字元中村280-9	828-0022
54	松寿会指定居宅介護支援事業所	浜田字陳ケ原35-31	828-7630
55	ふれ愛の里居宅介護支援センター※	豊岩小山字中山216-27	888-8201
56	あゆみの里居宅介護支援事業所	豊岩小山字前田表150	828-6691
57	ケアプランリンクス	牛島東五丁目1-13	827-5090
58	牛島居宅介護支援事業所	牛島東六丁目5-17	893-5360
59	桜の香りケアプラン	牛島西三丁目4-16	838-1022
60	みるくてぃーケアプランセンター※	大住南二丁目8-19	853-0067
61	赤とんぼ居宅介護支援事業所※	仁井田本町六丁目2-8レジデンス関B棟102	853-7530
62	SOMPOケア秋田仁井田居宅介護支援	仁井田新田一丁目5-14	892-7876
63	ケアプラン工房	仁井田新田一丁目11-63	829-1307
64	御野場病院ケアプランセンター	仁井田新田三丁目14-17	893-5331
65	仁井田福祉センター居宅介護支援事業所	仁井田字切上240-1	829-3115
66	黒子ケアラボ	御野場三丁目1-10	050-5364-3570
67	御野場病院介護支援センター	御野場四丁目3-4	829-3281
68	ななかまどの街居宅介護支援事業所	御所野下堤二丁目1-7-1	892-7880
69	秋田けやき会居宅介護支援事業所	御所野下堤五丁目1-5	826-0588
70	アースワン居宅介護支援事業所	御所野堤台二丁目2-19	829-0123
71	コリウス居宅介護支援事業所	四ツ小屋字城下当場253-4	853-1556
72	ごしょのの森	四ツ小屋末戸松本字地蔵田266	853-8667
73	かみの里居宅介護支援センター	上北手百崎字二夕子沢1-6	889-6294
74	南寿園居宅介護支援事業所	上北手猿田字後谷地108-3	829-0991
75	みそのホーム居宅介護支援事業所	寺内蛭根二丁目6-34	824-3341
76	ラベンダーケアプラン	寺内蛭根二丁目9-10	863-6532

No.	名 称	所 在 地	電話
77	悠悠ケアプランサービス	寺内油田三丁目12-6	880-5503
78	ニチイケアセンターこうや	寺内字三千刈70-1	883-1030
79	たんぽぽケアプランセンター	寺内字イサノ1017ルファコート1F	853-0550
80	寿光園居宅介護支援事業所	寺内後城6-41	893-5761
81	合同会社ハレルヤ介護プラン	外旭川字山崎380-2	853-7827
82	千秋苑指定居宅介護支援事業所	外旭川字神田592	869-7800
83	外旭川介護支援センター	外旭川字中谷地46	869-9000
84	介護支援いずみ	外旭川字三千刈114-1	866-3753
85	社会医療法人正和会五十嵐記念病院居宅介護支援事業所	土崎港中央一丁目17-23	845-8105
86	新秋会ケアプランセンター	土崎港中央三丁目4-39	827-6570
87	あったかいごセンター秋田指定居宅介護支援事業所	土崎港中央三丁目12-9	893-5795
88	土崎居宅介護支援事業所	土崎港中央四丁目4-26	845-4123
89	けあまね処グッと楽	土崎港東四丁目2-43	853-1903
90	介護相談室だんだん	土崎港西五丁目12-17	893-6372
91	居宅介護支援事業所ホッとらっく	土崎港南三丁目9-30	847-3567
92	スマイル居宅介護支援事業所	将軍野東一丁目4-38	846-6872
93	指定居宅介護支援事業所ケアプラン鹿嶋	将軍野東一丁目7-28プランドール川103号室	853-5670
94	プランケアこまち	将軍野南五丁目10-30伊藤別。-1202号室	807-5610
95	愛染会居宅介護支援事業所	飯島新町一丁目3-15	857-0540
96	秋田県厚生連あきた指定居宅介護支援事業所	飯島西袋一丁目1-1	880-0532
97	福寿居宅介護支援事業所	飯島飯田二丁目9-28	880-5559
98	ケアセンターみさご	飯島美砂町5-71	880-2525
99	在宅介護サービスステーションたんぽぽ飯島居宅介護支援	飯島緑丘町18-19	847-0835
100	ケアプランセンターらいらっく	飯島松根西町7-28	853-4865
101	ゆりかご指定居宅介護支援事業所	飯島字寄進田94-1	816-0065
102	三楽園居宅介護支援事業所※	飯島字堀川84-20	857-3101
103	幸楽園居宅介護支援事業所	上新城中字片野4	870-2226
104	サポートセンターおぐら	河辺和田字坂本北470-1	893-4546
105	秋田市社協居宅介護支援河辺事業所	河辺北野田高屋字上前田表66-1	881-1203
106	河辺荘居宅介護支援事業所	河辺大張野字水口沢216	881-1181
107	花の家居宅介護支援事業所	雄和石田字苗代沢18	881-3061

※介護予防支援の指定あり

高齢者のための総合相談窓口(地域包括支援センター)

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんを、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支えます。また、保健師(看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職がチームで対応しますので、「どこに相談したらいいかわからない」といった悩みも、まずはお住まいの地区の地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。

地域	お住まいの地区	担当の地域包括支援センター			
中央	八橋(八橋字イサノを除く)、高陽、山王 大町、旭北、千秋(千秋久保田町を除く)	八橋地域包括支援センター社協	電話	883-1465	
		八橋南一丁目8-2	FAX	827-5737	
	旭南、川元、川尻、茨島、卸町	川元地域包括支援センター社協	電話	853-5968	
		旭南一丁目8-12	FAX	853-5969	
	泉、保戸野	泉地域包括支援センターリンデンバウム	電話	896-5960	
		泉菅野二丁目17-11	FAX	864-3006	
	中通、南通、楢山	中通地域包括支援センター幸ザ・サロン	電話	827-3323	
		中通六丁目4-27	FAX	827-3324	
	手形、手形山、東通、千秋久保田町	東通地域包括支援センターひだまり	電話	884-1405	
		東通仲町4-1秋田拠点センターアルヴェ5ト	FAX	884-3456	
	旭川、新藤田、濁川、添川、山内	旭川地域包括支援センター友遊	電話	838-1011	
東	仁別、柳田、太平、下北手	旭川南町8-28	FAX	884-0128	
	広面、横森、桜、桜ガ丘、桜台	広面地域包括支援センター桜の園	電話	853-7240	
	大平台、蛇野	広面字樋ノ沖72-1アーバンティくらべ1-A	FAX	884-7322	
	河辺	河辺地域包括支援センター社協	電話	882-5565	
	<u>-</u>	河辺北野田高屋字上前田表66-1	FAX	893-6855	
	勝平、新屋(雄物川北側)	勝平地域包括支援センターシンシア	電話	883-3055	
西西		新屋朝日町12-1	FAX	883-3056	
	新屋(雄物川南側)、浜田、下浜、豊岩	新屋地域包括支援センターエンデバー	電話	888-8761	
		新屋大川町18-7	FAX	888-8762	
	牛島、大住(大住南二・三丁目を除く) 山手台、上北手、南ケ丘	牛島地域包括支援センター南寿園	電話	838-0304	
		牛島東三丁目9-1	FAX	000 0020	
南	仁井田、御野場、四ツ小屋、御所野 大住南二・三丁目	御所野地域包括支援センターけやき	電話	838-6382	
		御所野下堤五丁目1-5 	FAX	826-0652	
	雄和	雄和地域包括支援センター緑水苑	電話	881-3511	
		雄和石田字苗代沢25-1		886-8810	
北	寺内、土崎港南、将軍野南 八橋字イサノ	寺内地域包括支援センター寿光園		853-6300	
		寺内後城6-41		846-7666	
	将軍野東、将軍野、外旭川	外旭川地域包括支援センターコネクト		869-7755	
		外旭川字梶ノ目814-5		868-5570	
	土崎港東、土崎港中央、土崎港西 土崎港相染町、土崎港古川町	土崎地域包括支援センター永覚町		846-6471	
		土崎港中央一丁目17-32		846-6475	
	土崎港北、港北	飯島地域包括支援センター金寿園		853-5820	
	飯島(JR奥羽本線東側)	土崎港北七丁目5-66	FAX		
	飯島(JR奥羽本線西側)、飯島字寄進田	下新城地域包括支援センターニコニコ		800-7075	
	下新城、上新城、金足	飯島川端三丁目1-48	FAX	800-7532	

秋田市の事業・行事・催しものなどのお知らせ

■広報紙

広報なきた	発行日		
広報あきた	毎月第1・第3金曜日(全世帯に配布)		

■市政テレビ番組

放送局・番組名		放送日時		
秋田テレビ	こんばんは秋田市から	毎週水曜日	午後10時54分から5分間	
	こんにちは秋田市から	毎週土曜日	午前11時40分から5分間	
秋田放送		毎週日曜日	午前11時55分から5分間	
	わがまち大好き秋田市長です	毎月第3日曜日	午前11時40分から15分間	
秋田朝日放送	いきいき秋田市から	毎週木・金曜日	午後3時45分から5分間	

■市政ラジオ番組

エフエム秋田	秋田市マンデー555	毎週月曜日	午後5時55分から5分間
秋田放送	秋田市今週のいちネタ	毎週火曜日	午前10時25分から5分間



【覚えがき】

▼緊急時の連絡先

氏名	続柄	住所		電話
氏名	続柄	住所		電話
病院名		電話	備考	
病院名		電話	備考	

あなたの地区を担当している民生委員・児童委員は、	
電話	です。
お困りになっていることがありましたら、お気軽にご相談ください。	

秋田市福祉保健部 長寿福祉課 電話 888-5666 FAX 888-5667

注意 本冊子に記載の内容は一部を除き令和6年4月1日現在のものであり、年度途中で変更に なる場合があります。

◎編集·発行